

安曇野市景観計画

(改定素案)

安曇野市



目次

序章 安曇野市景観計画について	1
第Ⅰ部 景観づくりの方針	
1 安曇野の景観のいま	6
2 景観づくりの目標・基本方針	11
3 景観づくりの進め方と取り組み方策	18
第Ⅱ部 景観づくりの基本事項	
1 良好な景観づくりのための行為の制限	25
2 地域・地区単位の景観づくりのしくみ	27
3 景観重要建造物等の方針	29
4 その他景観づくりに必要な事項	30
第Ⅲ部 景観づくりの推進方策	
1 推進方策の内容	32
2 方策の実施に関する体制・しくみ	38
資料 景観づくりの基本基準 詳細編	
 別表1 景観づくりの基準	41
 別表2 公共事業における景観づくりの指針	47
付属資料 安曇野市景観計画改定の検討経過	41

※以降、改定箇所を赤字で記載しています。

序章 安曇野市景観計画について

1 景観計画策定及び改定の経過

平成 16 年 6 月に景観法が制定され、景観行政団体になることにより、景観計画を策定し、総合的な景観施策を行うことができるようになりました。

本市は、平成 22 年 11 月に景観行政団体へ移行し、平成 23 年 4 月に安曇野市景観条例及び安曇野市景観計画を施行しました。

計画策定から 10 年を経過した令和 3 年 3 月には、それまでの成果や課題、社会状況の変化を踏まえて、景観計画の改定を行い、さらにそこから 5 年を経過した令和 8 年 3 月に中間見直しによる計画改定を行いました。

2 計画の趣旨と策定目的

安曇野市景観計画（以下「本計画」という。）は、「山岳と田園が育むよさを大切に、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」を実現するために、景観づくりの視点から、市民、事業者、行政等が協働で取り組むべき内容を取りまとめた計画です。

3 計画の構成と位置付け

本計画は 3 部構成で、第 I 部は景観づくりの方針、第 II 部は景観づくりのために必要となる基本的な事項、第 III 部は景観づくりを推進するための方策をそれぞれとりまとめています。

また、本計画は、景観法第 8 条第 1 項及び安曇野市景観条例第 7 条第 1 項に基づいて定めるものであり、策定にあたっては、安曇野市総合計画及び安曇野市都市計画マスタープランに即し、その他関連する計画に調和・適合するものとします（下図）。

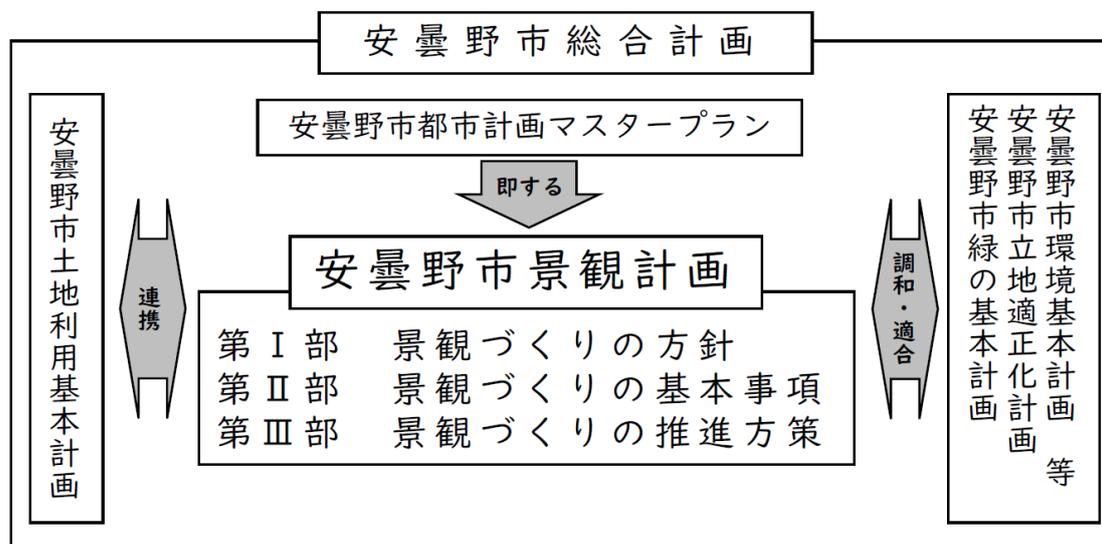


図 本計画の位置付け

4 景観づくりにおける役割

景観づくりには、景観を享受する者と行為を行う者との相互の理解と尊重が不可欠であることから、景観法に規定された責務[※]のほか、それぞれに応じた役割を分担し景観づくりに取り組みます。

① 市民

自らが景観づくりの主体であることを認識し、地域で取り組む景観づくりに積極的に取り組みます。

② 地域

市民をはじめとする多様な主体の参加により、景観づくりの中心的役割を担い、地域の特性や個性に配慮した景観づくりに取り組みます。

③ 土地所有者等

景観が社会共通の資産であることを認識し、自らの土地の利用と管理にあたって周辺景観との調和に努めます。

④ 事業者

景観に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者に対する事前の情報提供に努めるとともに、地域住民その他の関係者と一体となって良好な景観づくりに努めます。

⑤ 設計者・施工者等

自らの業務が地域の景観に深い影響を持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為を行うにあたっては、地域住民その他の関係者と一体となって良好な景観づくりに努めます。

⑥ 行政

市民の参加を得て、景観づくりに関する総合的な施策を講ずるとともに、上記の主体による良好な景観づくりの積極的な取り組みを支援します。

※景観法に規定された責務

- ・地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第4条)
- ・事業者は、基本理念にのっとり、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。(第5条)
- ・住民は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。(第6条)

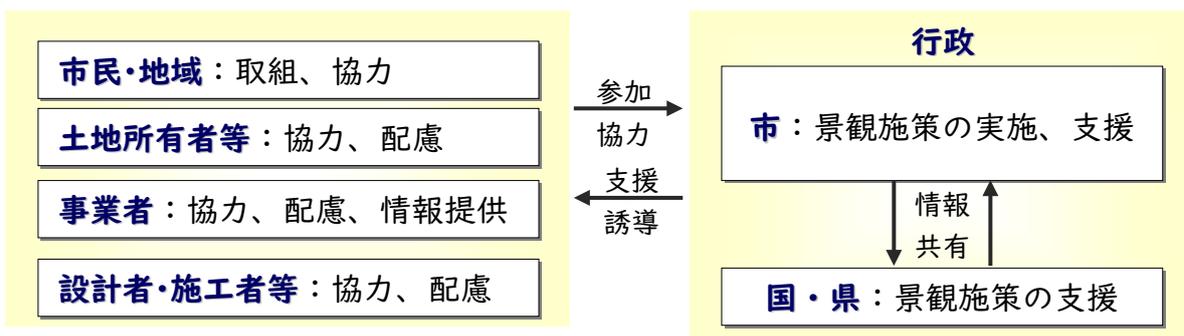


図 各主体の関わり

5 計画策定の方針

本計画の目的を達成するため、次に掲げる方針にそって計画を策定します。

- **みんなの暮らしを豊かにする計画にしよう！**
- **一人ひとりの実践や行動につながる計画にしよう！**
- **将来に向けて発展させていくことができる計画にしよう！**

6 計画期間

本計画の計画期間は、今後 20 年程度先を見据えつつ、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。また、必要に応じて、計画の見直しを行うことができるものとしてします。

第 I 部 景観づくりの方針

安曇野市の景観の「いま」を捉え、
今後の景観づくりの推進に向けた基本
的な方針を定めます。

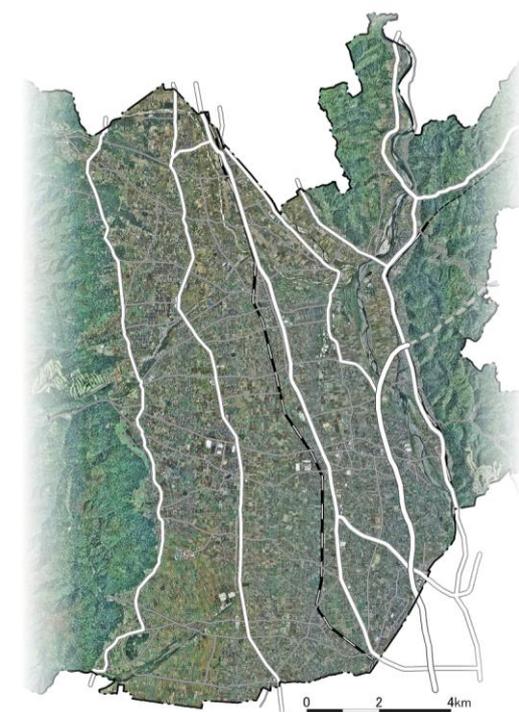
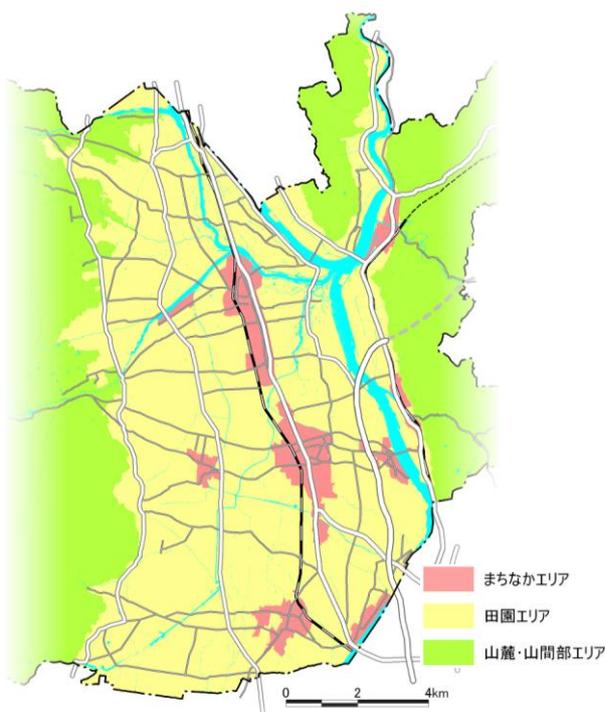
1 安曇野の景観のいま

安曇野市は、長野県のほぼ中央部に位置し、北は大町市、生坂村、筑北村、池田町、松川村、南は松本市に隣接しています。西部には、燕岳、大天井岳、常念岳などの標高3,000m級の雄大な北アルプスがそびえ立ち、この山々を源とする梓川、烏川、中房川、高瀬川などが大地を下り、犀川に合流しています。また、北アルプスの雪解け水は豊富な湧水となってこの地を潤しています。

「安曇野」と呼ばれる標高500～700mの概ね平坦な複合扇状地は、美しい自然や豊かな歴史・文化をたたえています。安曇野の景観を特徴づける「山岳と水田の広がりの中に集落が散在する田園景観」は、北アルプス山麓に広がる複合扇状地を流れる豊かな水を活かして、古くから先人たちの手で堰や新田の開発が進められたことによって形成されてきました。

市内の各所から3,000m級の山並みを程よい距離で背景にもつ平坦地は全国でも数少なく、北アルプスと田園が一体となった景観は、まさにこの地固有の財産と言えるものです。

そして、ここに生まれ育った人、この景観や住み良さを求めて住む人、訪れる人、ここに産する資源を活かして働く人など様々な人や企業等が行き交うまちの発展の礎にもなっています。



市全体の景観的な特徴を踏まえて、主に人々が暮らしている地域を3つのエリア（上左図参照）に区分し、7～10ページに現状や課題を整理します。

(1) まちなかエリアの景観

本市は、大系線、篠ノ井線の駅前を中心に市街地が各所に分散しており、豊科、穂高、三郷、堀金、明科の各市街地で、それぞれに個性と特有の表情を持つ景観を有しています。さらに、それぞれの市街地界限には、整然とした目抜き通り、なつかしさを感じさせる旧街道の面影を残す建物、雰囲気のある路地裏や横丁、店舗の建ち並ぶ幹線道路、緑豊かな住宅地など多様な景観がみられます。

市街地の規模はコンパクトですが、人々の生活に結び付いたまちなかエリアならではの様々な景観的要素が集積しています。



【現状にみる景観的特徴】

■ 幹線沿道

- ・居住者、来訪者、商売する人など多様な人々が集う環境ですが、居住者や商売する人の高齢化が進みつつあります。
- ・建物が連続的に建ち並び、密集しています。このため、緑化や電柱を移設するスペースなどに限界があり、ゆとりある景観づくりがしにくい条件下にあります。
- ・市街地を構成する様々な空間（幹線道路沿い、路地裏、住宅地など）それぞれに特色ある雰囲気があります。

■ 水路・水辺

- ・生活空間として質や観光資源としての価値を高める効果をもつ空間です。
- ・市街地内には地下を通っている暗渠水路も多々あります。

■ 路地裏や横丁

- ・落ち着いた雰囲気と懐かしさから生まれる安心感を提供してくれる空間です。

■ 住宅周りや沿道の緑

- ・計画的にスペースを確保し、手入れの行き届いた庭づくりをしている住宅がみられます。
- ・路地や店舗の前などでは、狭い空間でも緑化をしている様子が見られます。



【今後の景観づくりに向けての課題】

■ 幹線沿道

- ・商店主体の環境であることから個々の建物や工作物などの個性が強調され、形態的統一を図る難しさがあるなかで、そのまちならではの賑わいの創出と良好な景観づくりとの両立が求められます。
- ・景観上、負のイメージをもたらす放置されている空き店舗や空き家の有効活用の促進を図る必要があります。
- ・店舗経営も厳しく、景観づくりに力を注げない状況にあり、土地や建物の権利関係の複雑さもあるなかで、景観づくりの主体の不明確さや担い手不足の解消が求められます。また、沿道植栽を良好な状態で維持管理する取り組みも必要です。

■ 水路・水辺

- ・安全性を確保しながら、親水機能を高める形態的工夫が求められます。

■ 路地裏や横丁

- ・小規模な飲食店や住宅が密集して、建て詰まりの状況にあり、安全確保の面での課題があります。
- ・幹線沿道と同様に店舗経営も厳しく景観づくりに力を注げない状況です。

■ 住宅周りや沿道の緑

- ・住宅周りや沿道など身の回りの空間を共有スペースとして認識し、緑化や修景を進めるしくみが必要です。



(2) 田園エリアの景観

市街地を囲む平坦地一面に広がる農地、そのなかに古くから散在している集落や新しくできた住宅地、それらが背景にある北アルプスの山並みと一体となって安曇野特有の田園風景をつくり出しています。この景観が、市の発展の基盤として、また「安曇野」のイメージ形成において、非常に重要な役割を担っています。

なかでも、屋敷林や生垣に囲まれた緑豊かな集落、農地に張り巡らされた堰や水路を緩やかに流れる水、四季折々に表情を変える水田などが調和して一体となった良好な景観は、貴重な資産ともいえ、この地の歴史と文化を育むとともに、市内外でも広く認識されています。

一方で、集落の縁辺部や集落からやや離れた場所では、敷地内に緑の少ない新興住宅地が散在し、周囲と調和しない景観も田園エリアの各所でみられます。



【現状にみる景観的特徴】

■ 農地・屋敷林・古い住宅

- ・農家の大部分を兼業農家が占めるなかにあつて、広大な農地が維持され、景観保全の基盤が保たれています。
- ・田園のなかの古い集落では、屋敷林の手入れが行き届き、遠方からも水田、山並みと調和した景観を享受することができます。
- ・一方、建物や屋敷林が適切に管理されずに放置される事例も増えてきています。

■ 新しい住宅

- ・新興住宅地では、古い集落に接して色彩や形状など周囲と異なる印象を与える形態の建物や壁面が目立ち、外周に緑のない住宅も散見されます。
- ・植栽があつても地域になじみのない樹種が用いられている事例や、手入れの行き届いていない事例もみられます。

【今後の景観づくりに向けての課題】

■ 農地・屋敷林・古い住宅

- ・田園景観を支える良好な農地を担保する農業の後継者が不足しています。
- ・屋敷林に対する価値観が変化するとともに、高木の成長、所有者の高齢化により、維持管理の負担が増大しています。
- ・景観の阻害要因となる空き家が、後継者が不在なこと、防寒や耐震の面での機能不足、修繕や解体費等の負担の大きさから増加しており、対策が求められます。

■ 新しい住宅

- ・商品化された住宅には周囲の景観と調和しないものもあり、住宅建築業者などとの連携も必要です。
- ・周囲の景観との調和やストレスの軽減といった緑の効果及び維持管理も含めた緑に関する知識を発信するなど、住宅の敷地内に緑を積極的に取り入れたいような多面的な働きかけが求められます。



【現状にみる景観的特徴】

■ 沿道（眺望景観）

- ・ 主要な道路の沿道では、安曇野市屋外広告物条例や景観づくり住民協定などにより、看板の設置や形態が制限され、良好な景観の保全や秩序ある沿道景観の形成が進みつつあります。一方で、古くからある看板により、良好な眺望景観が阻害されたままの場所もみられます。

■ その他施設

- ・ 太陽光発電施設や携帯電話の基地局など、一定の社会的ニーズのなかで新たに生まれてきた施設等により、景観が阻害される懸念も高まりつつあります。

【今後の景観づくりに向けての課題】

■ 沿道（眺望景観）

- ・ 良好な眺望景観を有する道路沿道では、単にルールに従うだけでなく、良好な景観づくりに寄与する、事業者らのより積極的な配慮も促す必要があります。
- ・ 景観づくり住民協定に基づく取り組みを支えてきた人材の高齢化に伴い、活動の停滞や次代への担い手確保が課題として顕在化しています。

■ その他施設

- ・ 田園内には今後も様々な建物や施設の立地ニーズが生じうることを踏まえ、一定の規模を超える建物・施設をつくる際の配慮事項や手続きをより具体的かつ明確にしていくことが求められます。

コラム① 現地にみる安曇野の緑・水の特徴

■ 壁のように連なる緑

安曇野の良好な田園風景を構成する主な要素としては、山並みと水田の広がりや屋敷林、水路沿いの木々などからなる「緑の連なり」です。

水田の広がりだけでは、奥に広がる集落や建物、市街地などが見えてしまいますが、この「緑の連なり」が人工物を程よく隠すことによって、背景の山並みとなじむ、調和のとれた景観をつくり出しています。

安曇野の発展を支えてきた田園風景をまちづくりに活かしていくためにも、「緑の連なり」に配慮した環境形成が重要になります。



--- 壁のように連なって見える緑

■ 市内を縦横にめぐる水

安曇野の田畑を潤す水は、先人たちの努力で、市内を巡るように整備されてきたものです。田園に限らず、市街地内を貫く形で水が流れており、場所によっては、川沿いの道路が市民の散歩や通学のルートとして活用されています。

このような堰などの流れに沿った緑も含めて、一体的に保全・活用したまちづくりを進めることで、市民の住み心地のよさをより高めることにより、来訪者にアピールできる資源になります。

また、拾ヶ堰沿いには自転車道路が整備されており、既存の公園などとのつながりをもった環境づくりが求められています。



(3) 山麓・山間部エリアの景観

東西の山麓・山間部に広がる森林には、それぞれ景観的特徴があります。

■ 西山山麓一帯

西山山麓一帯は、アカマツ林が一面に広がる環境で、戦後の開拓や別荘地開発を通じて居住の環境ができてきたエリアです。昭和50年代以降は、山麓線沿道に宿泊施設やそば店などの飲食施設も多く立地し、観光の拠点にもなっています。

■ 東山山地一帯

東山山地一帯は、山地の森林のなかに古くからの集落が散在しているエリアです。その集落と、斜面の一部を使った畑地や沢沿いの谷間の小さな水田などの耕作地、竹林や雑木林が一体となった空間で、古くから集落周辺の森林が生活の糧として様々な形で利用されてきました。



【現状にみる景観的特徴】

■ 樹林地内の別荘地

- ・別荘地全体がアカマツ林に囲まれた空間です。樹木の直径は比較的細く、樹高が高く密生しています。
- ・建物の間に樹林があることで建物が混み合っている印象は薄く、派手な外観の建物が目立ちません。一方で、建物の形態は多様で、特徴的な意匠の建物や施設が各所でみられます。
- ・造成後の土地が荒廃化したり、別荘用の土地が細分化されて一般宅地化したりしている場所もみられます。

■ 山間部の集落

- ・高齢化や人口減少に伴う農地や森林の荒廃化に加えて、松くい虫の被害による森林景観の悪化がみられます。

■ 山麓線沿道

- ・沿道の一部には、眼下に東側の良好な眺めを楽しめる場所があります。
- ・複数の路線で景観づくり住民協定が締結され、面的な範囲で協定を締結した地区もあります。
- ・飲食店や宿泊施設の案内看板が多く、個別の誘客が重視される傾向にあります。

【今後の景観づくりに向けての課題】

■ 樹林地内の別荘地

- ・健全な樹林整備のためには一定の期間、技術、コストを要します。
- ・山麓・山間部エリアと田園エリアとの境界部分では、とくに周辺景観と建物との調和のための景観的配慮が求められます。
- ・移住者の自治会への加入率を高め、地区の景観づくりに対して、居住者が相互に理解を深め合いながら進めていけるしくみも必要です。

■ 山間部の集落

- ・山間部の農地や山林をかつてのように管理していくことの限界も踏まえ、事業者や定住者以外の人々も交えて、景観の悪化を招かないような新しい管理のあり方を見出していく必要があります。

■ 山麓線沿道

- ・景観づくり住民協定による主体的なルールの有効性を評価し、これを継承・発展させて、山麓保養地の観光的な価値を高めることにもつなげられるしくみづくりが求められます。
- ・案内看板の統一化など地域全体の価値を高めるルールやしくみが必要です。

2 景観づくりの目標・基本方針

2-1 景観づくりに取り組むにあたって

いまある安曇野の景観は、先人たちがつくり、育ててきたものです。だからこそ、「ひと」が関わることを基本に据えた計画が必要です。

景観が育まれてきた背景や歴史を知り、様々な要素からなる良好な景観を未来に伝えることが大切と考えます。

<常に念頭におきたい5つの視点>



2-2 これからの景観づくりの方向性

「安曇野の景観のいま」と「常に念頭におきたい5つの視点」を踏まえ、よりよい景観づくりを進めていくうえでの方向性を以下のとおり整理します。

① 市民一人ひとりの関心の向上・身近な地域からの実践

安曇野の景観を育てるには、まず市民一人ひとりが景観に対する関心を高めることが何より大切です。地域の景観を想う心を育むことによって、景観づくりに取り組む機運を高め、身近な地域から実践していくことが重要です。

○市民一人ひとりの意識の醸成と取り組み

- ・一人ひとりの取り組みが地域の景観をまもり、育てるという意識の醸成
- ・景観に対する市民の関心を高めて継続できる取り組みの展開

○地域コミュニティの再生と一体で進める主体的な景観づくり

- ・自分の暮らす地域を知ること、学ぶことへのきっかけづくり
- ・地域の景観を地域づくりと一体で考える機会やしきみづくり
- ・地域単位の主体的な取り組みによる景観づくり

② 一定の制限のなかでのよりよい景観づくりに向けた創意・工夫の必要性

安曇野の良好な景観の保全とよりよい環境のなかでの暮らしや産業振興を両立させていくうえで、建築物などの高さや色彩などに関する一定の制限は不可欠です。最低限必要な制限をかけるなかで、よりよいものをつくらうとする新たな発想や創造力を大切に、それらを受け止められるしきみをつくる必要があります。

③ 時間をかけた段階的な取り組みの展開

景観づくりには時間を必要とします。一人ひとりの身近な取り組みから始めて、市民の意識を育てながら、景観づくりに必要な基準やしきみの内容を徐々に深めていく、段階的な進め方が必要です。

④ 沿道や川沿いの良好な眺望景観の保全の重要性

山岳を背景にした田園や森林のなかで水や緑に育まれた心地よさを持続していくために、面的に広がる景観を貫く主要な道路や河川、水路沿いにおける良好な眺望景観の保全、その眺望の対象となる建物周りの緑化など景観的配慮を進める必要があります。

⑤ 土地利用制度との関連付け

田園のなかで派手な外観の建物が目立つ事例が見受けられますが、これはそうした建物が既存の市街地や集落から離れて立地していることに起因する面もあります。建物の立地場所については、条例や本計画だけではコントロールできないことから、都市計画制度や安曇野市の適正な土地利用に関する条例（以下「土地利用条例」という。）等による土地利用制度の取り組みとの連携を図る必要があります。

⑥ 環境づくり・環境配慮の取り組みとの連携

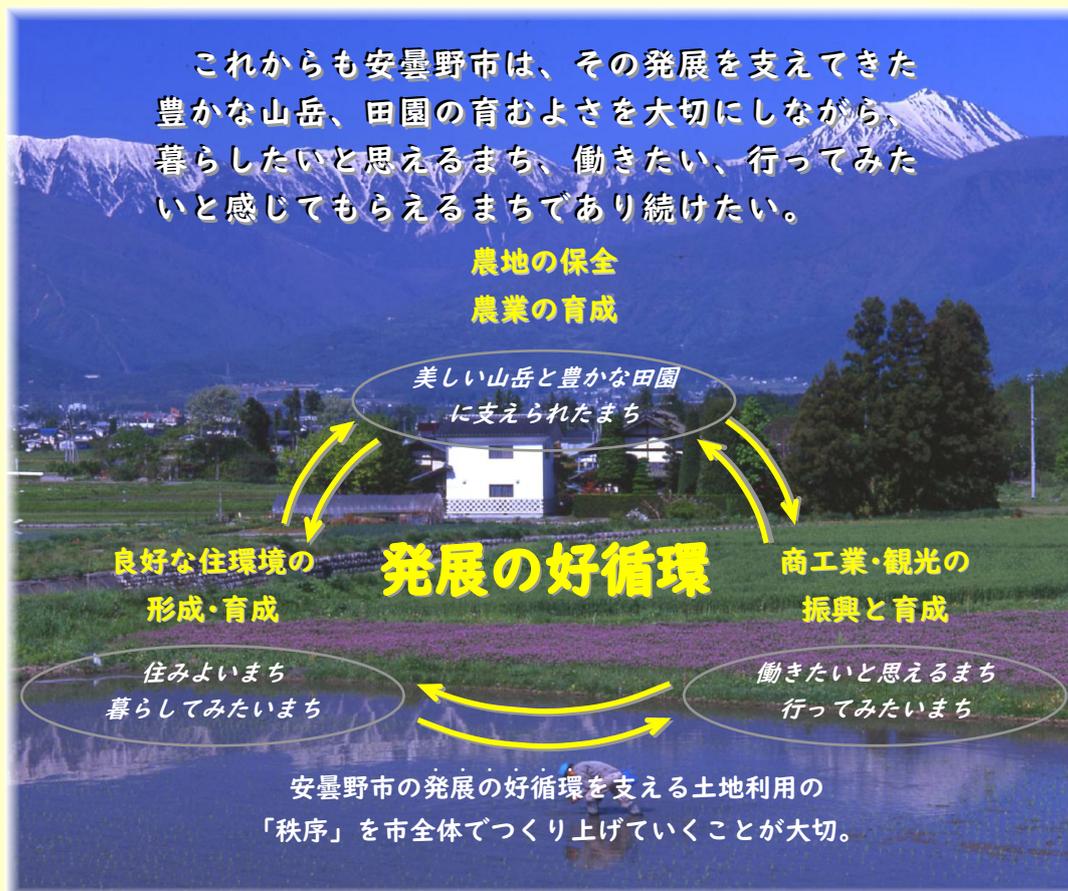
良好な暮らしの実現につながる計画として、建物や農地・山林など景観を構成する要素の外観のみならず、それらの利用の仕方にも踏み込んだ環境づくりの取り組みとの連携を視野に入れた取り組みも検討していく必要があります。

2-3 まちづくりの目標

景観づくりの前提となる「まちづくりの目標」は、安曇野市都市計画マスタープランに定められている「山岳と田園が育むよさを大切にし、暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち」です。

美しい山岳と豊かな田園、その良さにひかれて暮らす人・訪れる人、その環境を活かし、働く人等、外から人が多く集まることで発展してきた本市は、いまある良好な環境を大切にしながら、活かし育てていく「発展の好循環」をこれからも継続できるまちを目指し、景観づくりを進めていきます。

山岳と田園が育むよさを大切にし、 暮らしやすさをみんなで共有・継承できるまち



2-4 景観づくりの目標

よい景観をつくることで 「よりよい暮らし」につなげよう！

～心地よく暮らせて「ほっ」とできる安曇野の景観をめざして～

常念岳をはじめとする北アルプスの山並み、水田の広がり、山麓から下流の田園の眺め、屋敷林…。

古くからある地域ならではの景観には「ほっ」とできる面持ちや雰囲気、安心感、落ち着き、言い換えれば「安らぎ」があります。

これからも、安曇野市を住みたい・暮らしたい、働きたい・働ける、行ってみたいと感じてもらえるまちとしていくためには、この景観のもつ「安らぎ」を大切に保ちながら、暮らしのなかの「心地よさ」を高めていくことができる景観づくりが大切です。

このような考えに沿った取り組みを進めることで、市民の暮らしの満足度や充実感を高め、よりよい暮らしの実現につなげていきたいと考えます。

2-5 景観計画区域

景観法第8条第2項第1号に基づく景観計画の区域（以下「景観計画区域」という。）は、本市域全域とします。

景観計画区域は、地形的条件や土地利用の現況を踏まえて4つのエリアに区分します（各エリアの具体的な範囲は25ページ参照のこと）。

2-6 景観づくりの基本方針

景観づくりの基本として、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針を、エリアごとに次のとおり定めます。

(1) まちなかエリア

地域の個性や資源を活かしながら、それぞれの都市的機能や役割、醸し出す雰囲気に応じて、多様な人が集い、住まう空間として、心地よい景観づくりを目指します。

- ・「安心感」と「もてなしの雰囲気」を高める
- ・古きよきまちなかの「味わい」を受け継ぎ、活かす



(2) 田園エリア

北アルプスの山並み、広がりのある田園、屋敷林に囲まれた集落、堰の流れなどが織り成す景観と調和した、緑豊かで質の高い景観づくりを目指します。

- ・北アルプスと田園が育んできた「よさ」に調和させる
- ・良好な景観が作り出す「安らぎ」や「心地よさ」を阻害しない



(3) 山麓・山間部エリア

良好な森林環境を保ちつつ、保養や観光的利用の価値も高めながら、落ち着きと安らぎを感じさせる景観づくりを目指します。

- ・森に囲まれた空間ならではの「落ち着き」や「安らぎ」を乱さない



(4) 山岳エリア

日本を代表する自然の風景地の一つとして、中部山岳国立公園の良好な自然環境と景観を保護していきます。



2-7 多様な要素を活かした景観づくりの方針

安曇野の景観を構成する重要な要素となっている緑や水辺は、エリアの区分を超えて存在するものです。これらに関する今後の景観づくりの方針を定めます。

(1) 緑化の推進と緑の維持管理

土地利用制度との連携により、田園の広がりの中で連なって見える屋敷林や河畔林、広がって見える農地等の既存の緑の一体感や連続性を維持するため、新たな建築物や工作物の立地を適正に誘導する。また、庭先の緑化を促して田園に連なる緑との調和を図り、それらの緑の適切な維持管理に努めます。



(2) 水辺の保全と活用

まとまった緑となる河畔林をまもり育てるとともに、網目のように流れる堰や河川など水路の一部を活かした散歩道を緑と一体でつなげる取り組みを展開させ、水と緑が連続する安らぎある空間づくりを進めます。



(3) 道路景観の保全

主要な幹線道路や自転車道など良好な眺望景観を満喫できる路線において、誰もが「心地よさ」を実感し、もてなしの心あふれる空間づくりを進めます。

また、住民協定が締結されている路線や地区における建築物や工作物の形態的な配慮、屋外広告物の規制、花や樹木を活かした潤いの創出など、地域の自発的かつ積極的な景観づくりの継承・発展に努めます。

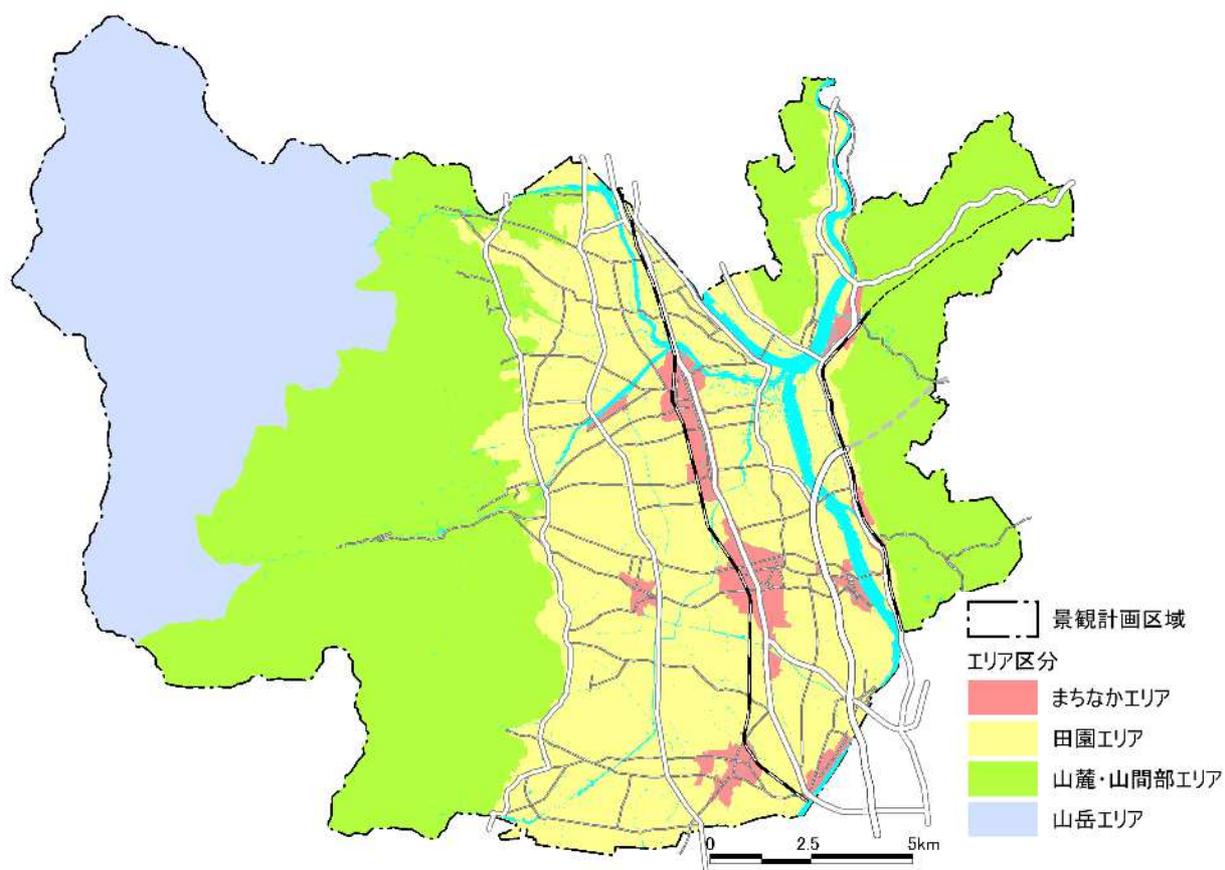


(4) 良好な眺望を享受できる視点場の保全

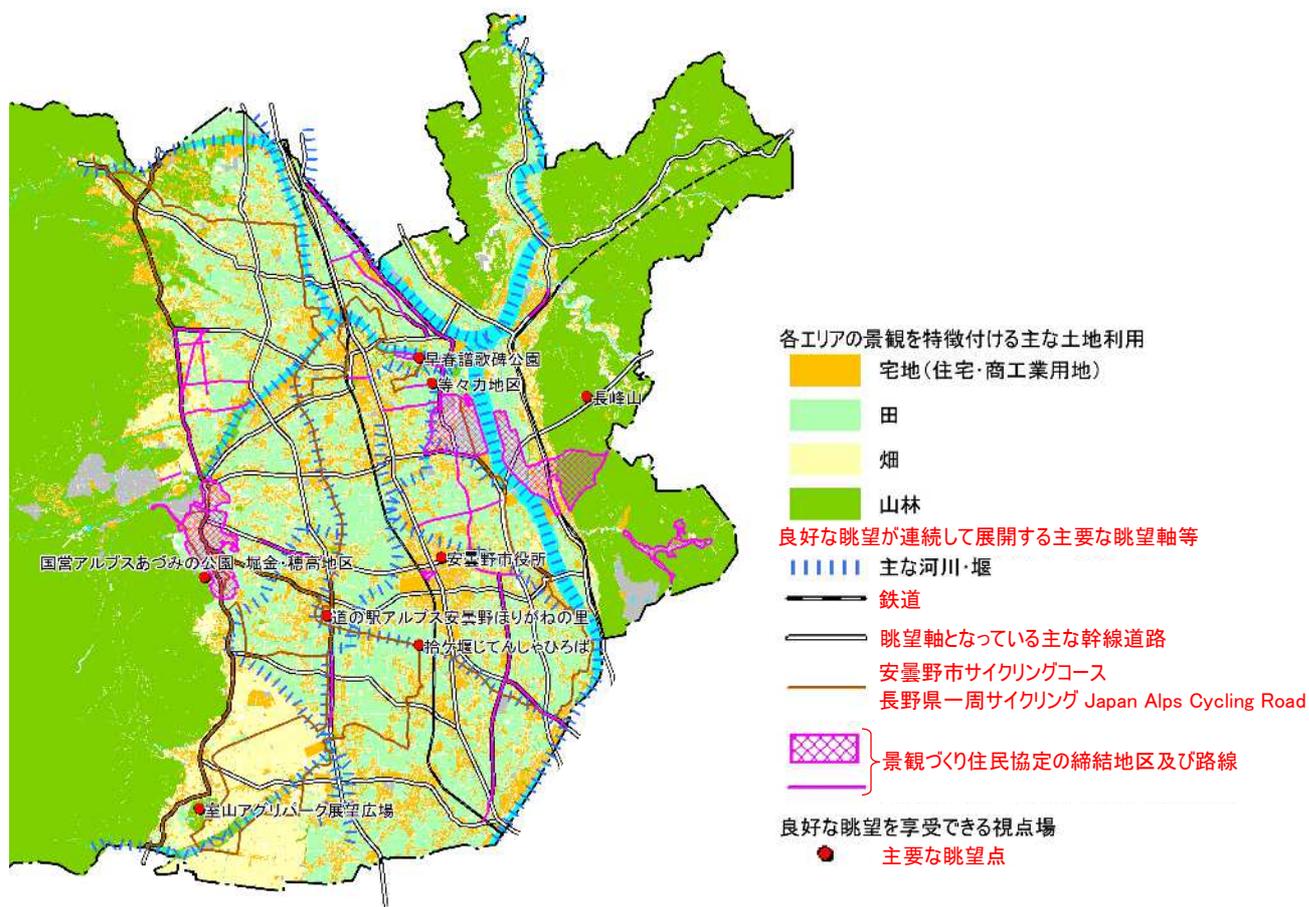
公園や観光施設など良好な眺望を享受できる市内各所の視点場を保全するとともに、その眺望の対象となる建物などについては特に形態的な配慮を促します。



景観づくりのエリア区分



良好な景観をつくり出している多様な要素



3 景観づくりの進め方と取り組み方策

3-1 景観づくりの合言葉

みんなでよりよい景観づくりを進めよう！

～みんなで“もっとやるじゃん”ふるさとの景観づくり～

- ・安曇野の景観は、農地や屋敷林など、人が関わって初めて良好に保てる要素が大半を占めており、これらが一面に広がることにより成り立っています。
- ・とくに、田園の景観は長い時間をかけて先人たちがつくり出してきたものであり、一面に田んぼが広がる景色は、昭和40年代までかかって形成されてきたものです。しかし、高齢化も進み、これを受け継いでいく人たちが減っている状況にあります。
- ・一方で、ここ安曇野は、市外から様々な人々が移り住んできて人口が増えてきた土地です。松本市から、また程よい便利さと雪の少ない環境を求めて、都会から…。
そのため、安曇野の景観の成り立ちやその背景を知らないままに開発されやすい条件にもあると考えられます。個人の思いや、経済的価値が相対的に優先され、「共有すべき価値」が忘れ去られていくことが懸念されます。
- ・だからこそ、「ふるさと安曇野」の価値の「理解・再認識」「分かち合い・共感」が必要であり、これを土台に市民みんながもっと積極的に関わる景観づくりが欠かせません。
- ・その意味で、これからの景観づくりに取り組む上で、掛け声のキーワードは、中信地方の言葉で「へえ、やるじゃん！」。これからは、市民みんながもっと「やるじゃん」と思える景観づくり、すなわち、景観づくりの担い手を増やすことを意識した取り組みを進めることが必要です。



3-2 景観づくりの取り組み3本柱

目標とする景観づくりを実現させていくために必要な取り組みを、以下の3つに大別して示します。

安曇野の景観から
生まれる心地よさを
守っていくために

<取り組み1>

景観づくりの 約束事を定めて守る

新たにつくるものなどに対して、基本的なルールを定めて、みんなで守る。

安曇野の景観を
時代の変化に対応しつつ
よりよいものに
していくために

安曇野の景観は
人の関わりによって
形成されていくもの
だからこそ

<取り組み3>

よりよい景観に導く しくみと体制の構築

古きよき景観を保ち、よりよい景観を創出するしくみや体制をつくる！

<取り組み2>

景観づくりの 活動の継続・推進

市民一人ひとりが自ら景観について考え、景観づくりにつながる活動に取り組む！

3つの取り組みについて、それぞれの趣旨とその内容を定めるうえでの基本的な考え方を以下に整理します。

<取り組み1> 景観づくりの約束事を定めて守る

安曇野の景観から生まれる心地よさを乱さないために、安曇野の景観づくりに必要な基本原則として守るべき約束事を定めます。また、この約束事をみんなで守るため、市民や事業者等への周知・理解を促す取り組みを進めます。

● 守るべき約束事を定める

新たな居住者を見込んでいる本市においては、新たにつくる建物や工作物が安曇野の景観に調和し、時代の変化やニーズにも柔軟に対応しながら良好な景観づくりにつながるものにする必要があります。この点を踏まえて、市内全ての建築物等の建築や維持管理を対象に、これだけは守りたいと考えられる基本的な約束事となる一定の行為制限を定めます。

また、社会状況等の変化に応じて、この約束事の見直しも検討していきます。

● みんなで約束事を守る

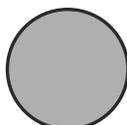
みんなに約束事を守ってもらうためには、これを担保する制度を含め、それらの存在や内容を広く知らしめるとともに、ルールや制度によって安曇野の景観が良好な状態に保たれていることを伝える取り組みが必要不可欠です。この取り組みを継続・強化することで、ルール遵守への理解を促し、モラルとしての共有を目指します。

コラム② 基準の適用対象範囲及び行為のイメージ

		広い←	対象範囲	→狭い	
		行政区域全域		特定の地域	
対象建築物 ↓多い	少ない↑ 特定の建築物	Aタイプ：推奨・規制に適している。 <よい点> ・守られやすい。 ・管理しやすい。 <課題> ・特定の建築物以外に対する内容が薄くなる。		Cタイプ：規制に適している。 <よい点> ・守られやすい。 ・管理しやすい。 ・細かく規定できる。 ・対象建築物の所有者の意識が高くなる。 <課題> ・特定の建築物以外に対する内容が薄くなる。	
	全ての建築物	Bタイプ：推奨に適している。 <よい点> ・まちの全体像を示せる。 <課題> ・計画内容が希薄になりやすい。 ・管理が難しい。		Dタイプ：推奨・規制に適している。 <よい点> ・モデル地区になる。 ・地域住民の意識が高くなる。 <課題> ・計画に対する同意を得るのが難しい。 ・管理が難しい。	

安曇野市の目指す水準

Bタイプで計画内容をより濃くしていくイメージです。



<取り組み2> 景観づくりの活動の継続・推進

よい景観を育てるには、市民一人ひとりが身近な景観に対する関心を高め、景観を想う心を育み、景観づくりに携わることが重要です。

安曇野の景観は、人々の関わり合いがあってよくなるものであるからこそ、地域・地区の景観を知り・学びながら、景観をつくり・守り・育てる活動を推進し、良好な景観づくりを支える市民を増やす取り組みを進めます。

● 地域の景観への関心を高める

安曇野市は、烏川や黒沢川などの河川がつくり出した複合扇状地を基盤にして、先人たちが水の恵みを各地に配して耕してきた田畑のもとに成り立った集落同士が時代を追って段階的にまとまってきた自治体です。旧5町村、旧20村、83の行政区、常会など様々な地域・地区の単位で特有の景観もあります。

市民一人ひとりが身近な地域・地区の景観への関心を高め、その特徴を知り、学ぶ機会をつくるとともに、そうした活動を広げて、新たな居住者や来訪者、さらには次世代にその成り立ちや維持されているしくみを伝える活動を支援することで、良好な景観づくりの取り組みを全市に広げていきます。

● 景観をつくり・守り・育てる活動の実践

地域・地区の景観を学び、知るだけでなく、実際に田畑を耕したり、畦草を刈ったり、庭木の手入れをしたり、身近な道路や水路を普請で直したりする手や体を動かす活動の実践がなければ、良好な景観が維持されません。そうした活動を支援するとともに、市民に限らず、活動の継続を支える景観の担い手を増やす取り組みを進めます。

コラム③ 地域の景観を知る・学ぶ 景観をつくり・まもり・育てる活動の展開

■ 安曇野環境市民ネットワークの活動

- ・安曇野百選プロジェクト
- ・屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト
- ・三角島ふるさとの森プロジェクト など

■ NPO 法人安曇野ふるさとづくり応援団の活動

- ・ふるさとウォッチング in 安曇野
- ・安曇野さんぽ など



写真：NPO 法人安曇野ふるさとづくり応援団ホームページ

<取り組み3> よりよい景観に導くしくみと体制の構築

社会経済情勢が変化するなかで、屋敷林に囲まれた住宅や水田の広がりなど先人たちによりこの地で形成された景観を構成する要素を維持し、受け継いでいくことは、以前に増して難しくなりつつあります。

一方で、新たなニーズのもとにつくられる建物や工作物のなかには、安曇野の景観に調和しないものが生まれるリスクも常にあります。

そうしたなかで、今ある景観の継承を図るとともに、時代の変化に対応しながら地域や地区の個性を活かして、これに調和する新たな景観をつくり出すことができるしくみや体制を構築する取り組みを進めます。

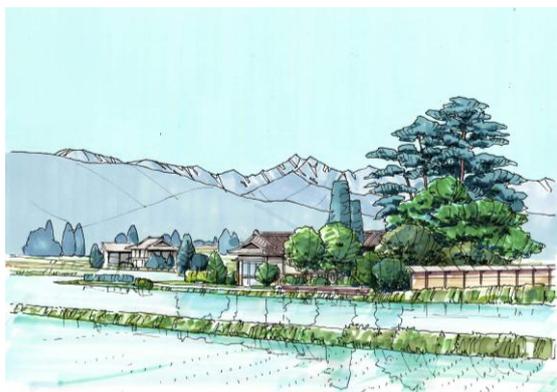
● 理想像をもつ・モデルをつくる

地域・地区で育まれた歴史、文化、生活、生業などの背景を踏まえ、それぞれの地域・地区が主体となって理想の景観像を見出し、個性ある魅力的な景観づくりを推進できるしくみの活用を促します。あわせて、緑化など地域・地区の良好な景観づくりに寄与する取り組みを進めます。

● よいものを守り・活かす

良好な景観の構成要素を保全する活動やこれと調和を図る行為に対する助成や専門家の助言など、いまあるよいものを守り・活かしながら、よりよい景観を育むしくみの活用を進めます。

良好な暮らしの実現につなげるために、古民家や農地・山林など良好な景観を構成する要素の利活用を通じて保全を図る取り組みも進めます。

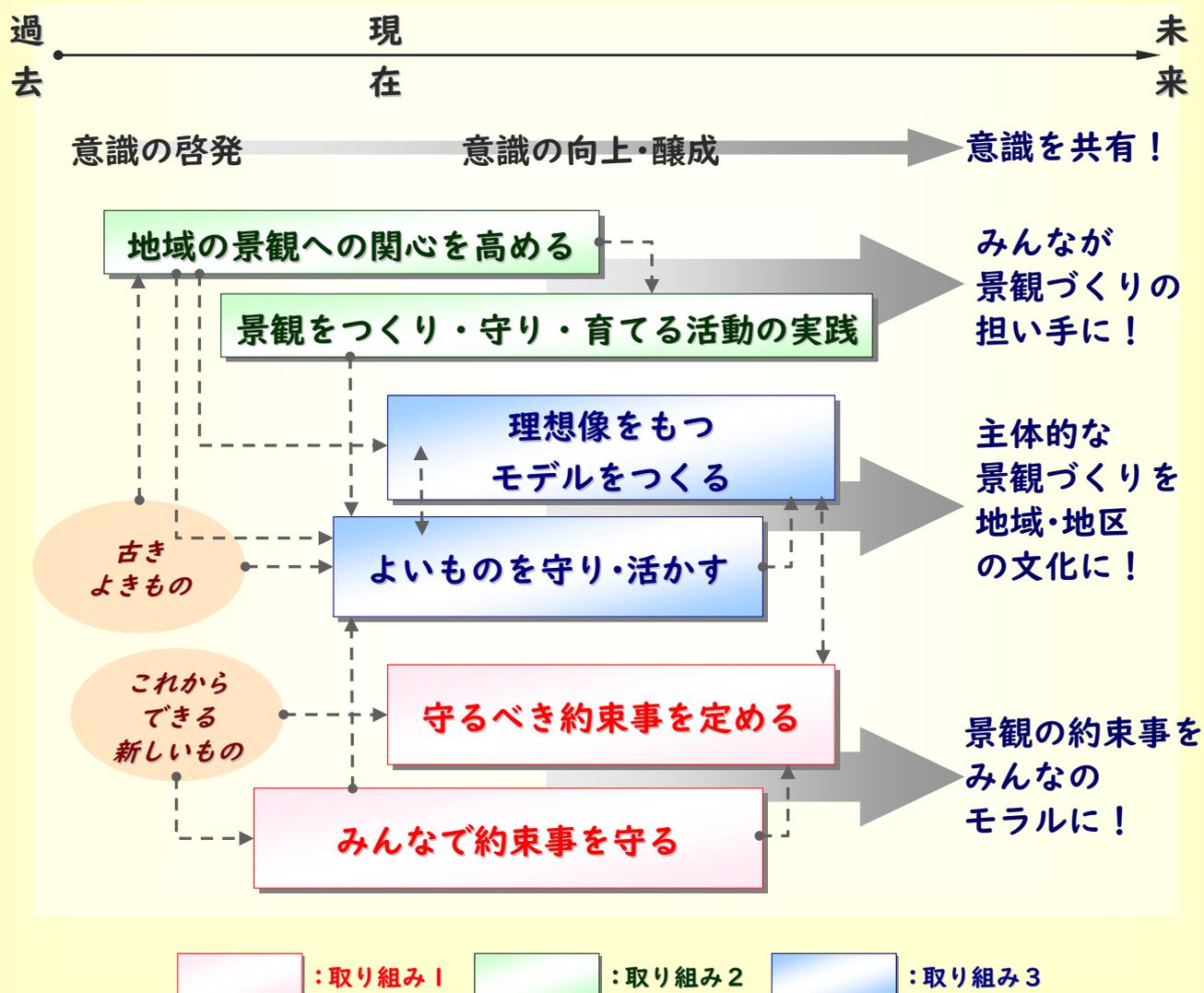


3-3 景観づくりの取り組み展開像

- ① 景観づくりの取り組みは、段階を追って、徐々に進展させていきます。
- ② 取り組み1により、安曇野の景観について、みんなで意識を共有して、ルールをみんなのモラルとしていきます。
- ③ ②の取り組みを基礎とし、取り組み2により、良好な景観づくりに寄与する取り組みの発展と継承を図ります。
- ④ 取り組み3により、みんなが景観づくりの担い手となって、それぞれの主体的な景観づくりが地域・地区の文化になることを目指します。

<取り組み内容の将来の展開像>

市民、事業者、行政などが協働で、3つの取り組みを進めていきます。



第Ⅱ部 景観づくりの基本事項

第Ⅱ部では、良好な景観づくりのために必要となる行為制限の基本基準や地域・地区単位の景観づくりのしくみ、その他法に基づく制度の基本的事項を定めます。

1 良好な景観づくりのための行為の制限

(1) 各エリアの範囲

14 ページに示す景観計画区域を区分する各エリアの範囲は、土地利用条例第9条第1項各号に定める区域との整合を図り、次のとおり定めます。

エリア	範囲
まちなか	土地利用条例第9条第1項第1号に規定する拠点市街区域及び同項第2号に規定する準拠点市街区域の範囲
田園	土地利用条例第9条第1項第3号に規定する田園居住区域及び同項第4号に規定する田園環境区域の範囲
山麓・山間部	土地利用条例第9条第1項第5号に規定する山麓保養区域及び同項第6号に規定する森林環境区域の範囲（自然公園法に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲を除く。）
山岳	土地利用条例第9条第1項第6号に規定する森林環境区域の一部で、自然公園法に基づき中部山岳国立公園に指定されている範囲

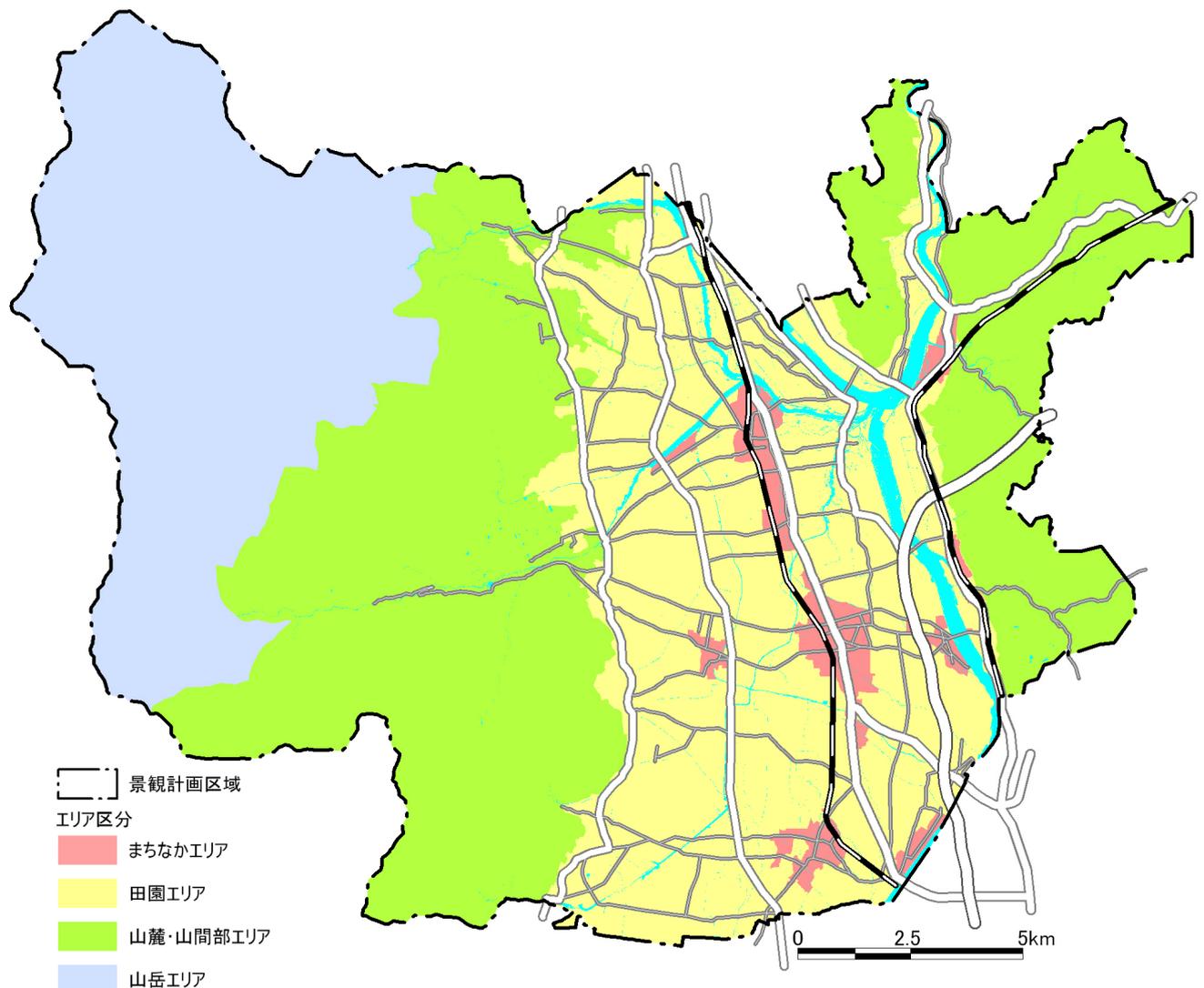


図 景観計画区域（エリア区分）

(2) 届出対象行為

景観計画区域内において、景観法第16条第1項の規定による届出を要する行為は、下表のとおりとします。このうち、景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為は、建築物及び工作物の区分に該当する行為とします。

ただし、景観法第16条第7項に規定する適用除外行為については、この限りではありません。

表 景観条例に基づく届出対象行為一覧

行為の種類		行為の規模	
建築物	新築	床面積 10 m ² 超	
	増築・改築・移転	床面積 10 m ² 超	
	外観変更 (修繕・模様替え ・色彩変更)	変更面積 25 m ² 超	
工作物	①プラント類、車庫、 貯蔵・処理施設類	新設・増築・ 改築・移転	高さ 10m 超 又は 築造面積 20 m ² 超
	②電気供給等施設等 ^{※1}		高さ 8m 超
	③その他の工作物 ^{※2}	高さ 5m 超	
	上記①～③共通	外観変更 (修繕・模様替え ・色彩変更)	変更面積 25 m ² 超
土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採 その他の土地の形質の変更		面積 300 m ² 超 又は 生じる法面 ^{※3} ・擁壁の 高さが 1.5m 超	
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		面積 100 m ² 超 又は 堆積の高さが 3m 超	

※1：建築確認が不要となる電柱、鉄塔などは除く。

※2：垣・柵・塀類、高架水槽類、煙突類、装飾塔・物見塔類、鉄筋コンクリート柱・鉄柱・木柱類など上表①、②を除く工作物（建築確認が不要となる電柱、鉄塔などは除く。）

※3：切土や盛土によってつくられる人工的な地盤又は斜面

(3) 景観づくり基本基準

前項の届出を要する行為については、別紙1に定める景観づくりの基準（山岳エリアにあっては、中部山岳国立公園の管理計画に定められた基準）を遵守するものとします。ただし、景観づくり重点地区にあっては、別紙1に代えて、又は加えて、地区ごとに定めた独自の基準（別紙3）も遵守するものとします。

また、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、別紙1及び別紙3のほか、別紙2に定める「公共事業における景観づくりの指針」を遵守するものとします。

2 地域・地区単位の景観づくりのしくみ

(1) 景観地区（景観法第61条）

景観地区は、景観法第61条第1項に基づき、市街地の良好な景観の形成を図るために、建築物の形態意匠、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の敷地面積に関する制限を都市計画として定めることができます。

(2) 景観づくり重点地区（景観条例第8条第2項）

景観条例第8条第2項各号のいずれかの要件※に該当する区域(0.1ha以上)であって、一体として、よりきめ細かな景観づくりを行う必要があると認める区域は、景観づくり重点地区（以下「重点地区」という。）に指定することができます。

重点地区は、当該地区が該当するエリアの方針と調和の保たれる範囲で、当該地区の景観的な特性を踏まえて、地区独自の景観づくりの方針を定め、景観づくりの基本基準に代えて、又はこれに加えて定めることができます。これにより、よりきめ細かな単位での地域の特性に応じた景観づくりが可能になります。

※重点地区として指定する区域の要件

- ・農地、集落、街区、別荘地等、景観上の一体性が認められる区域
- ・主要な幹線道路、河川などによって特徴ある景観を有する区域
- ・景観づくり住民協定が締結されている区域
- ・その他市長が認める区域

(3) 景観協定（景観法第81条）

景観計画区域内の1団の土地(0.1ha以上)の所有者などの全員合意により、その土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができます。

景観協定においては、建築物の形態意匠、建築物の敷地、位置、規模、構造、用途又は建築設備に関する基準などのほか、樹林地、草地などの保全又は緑化に関する事項、屋外広告物の表示又は屋外広告物の掲出する物件の設置に関する基準など、景観計画区域や景観地区で定めることができない事項についても定めることが可能です。

(4) 景観づくり住民協定（景観条例第27条第1項）

景観計画区域内の1団の土地(0.1ha以上)の所有者などの合意により、一定の土地の区域における建築物の形態意匠、緑化、屋外広告物の表示などに関する基準など、景観づくりのための自主的なルールを定め、それを守り育てるための協定（以下「景観づくり住民協定」という。）を締結することができます。

この制度は、長野県景観条例に基づく景観育成住民協定を継承したもので、令和8年3月現在、市内24箇所締結され、建物の色彩や形態などの外観、緑化、屋外広告物などに関して、区域独自のルールが設定されています。



写真 住民協定の修景活動で協定地域内の美化活動（花壇の整備）を行う様子

現在、市内 24 箇所締結される協定は、景観の特徴によって、大きく 3 つのタイプ
 (沿道・田園型： 商業・観光地型： 既存集落型：) に分けられます。

	名称	地域	主な協定事項
No. 2	市道豊科 I 級 23 号線景観形成住民協定	豊科	・屋外広告物の設置基準 ・沿道の植栽
No. 3	県道梓橋田沢停車場線景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・沿道の植栽
No. 4	県道豊科大天井岳線景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・沿道の植栽
No. 5 *	県道安曇野インター堀金線景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・沿道の植栽
No. 6	安曇野の里重柳地区景観形成住民協定		・緑化の促進 ・屋外広告物の設置基準
No. 7	安曇野の森大口沢地区景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No. 8	アルプス眺望の里光地区景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No. 9	安曇野真々部・小倉梓橋停車場線景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No.10	未来へつなぐ R147 たきべ地区景観育成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No.11 *	豊科駅前通り景観形成住民協定		・区域内の美化、緑化の促進 ・屋外広告物の設置基準
No.12	豊里地区景観づくり住民協定		穂高
No.13	白金地区景観形成住民協定	・建築物の形態等の基準 ・沿道等の植栽	
No.14	等々力地区景観形成住民協定	・建築物の形態等の基準 ・屋外広告物の設置基準	
No.15	牧地区景観形成住民協定	・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限	
No.16	狐島地区景観形成住民協定	・屋外広告物の設置基準 ・建築物の形態等の基準	
No.17	望岳の里青木花見地区景観形成住民協定	・屋外広告物の設置基準 ・建築物の形態等の基準	
No.18	島新田地区景観形成住民協定	・屋外広告物の設置基準 ・建築物の形態等の基準	
No.19	富田南部地区景観形成住民協定	・建築物の形態等の基準 ・屋外広告物の設置基準	
No.20	穂高駅通り景観づくり住民協定	・建築物の形態等の基準 ・屋外広告物の設置基準	
No.21	塚原地区景観形成住民協定	・屋外広告物の設置基準 ・建築物の形態等の基準	
No.22 *	広域農道温北部地区景観形成住民協定	三郷	
No.23	展望の里常念岳線景観形成住民協定	堀金	・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No.24	アルプスの麓・れんげの里岩原地区景観形成住民協定		・屋外広告物の設置基準 ・自動販売機の設置制限
No.25	明科駅周辺国道 19 号沿線景観形成住民協定	明科	・建築物の形態等の基準 ・屋外広告物の設置基準

※現在休止中

3 景観重要建造物等の方針

景観法第8条第2項第3号に規定する景観重要建造物、景観重要樹木及び景観重要眺望点（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の方針は、次のとおりとします。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観づくりに関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

- ① 地域の自然、歴史、文化、生活などからみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、その建造物の外観が有しているものであること。
- ② 景観づくりの観点から指定するものであり、その建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ③ 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する建造物などについても積極的に対象とすること。
- ④ 建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物などがその建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- ⑤ 指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとする。

(2) 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観づくりに関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴付ける樹木のうち、景観計画区域の良好な景観づくりに資するものを次により指定します。

- ① その樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- ② 景観づくりの観点から指定するものであり、その樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- ③ 新たな都市景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木などについても積極的に対象とすること。
- ④ 指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとする。

(3) 景観重要眺望点の指定の方針

良好な景観づくりに関する方針に基づき、とくに保全を図る必要性の高い視点場を次により「景観重要眺望点」として指定します。

- ① 地域にとって重要な景観資源を眺望できる場所であること。
- ② 地域内外の多数の者が利用する場所であること。
- ③ 視点場を管理する者が明確で、適正な管理が行われている、又は行われることが確実であること。
- ④ 指定にあたっては、景観審議会の意見を聴くものとする。

4 その他景観づくりに必要な事項

(1) 屋外広告物の表示などの制限に関する事項

(景観法第8条第2項第4号イ号)

屋外広告物は、その形状、規模、色彩などによって安曇野市の良好な景観を阻害することもあることから、その適正な規制誘導は、良好な景観づくりに極めて重要です。

このため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示など」という。）については、安曇野市屋外広告物条例（以下「屋外広告物条例」という。）の適正な運用と必要に応じた改定により、良好な景観づくりに関する方針との整合を図ります。

また、景観重要建造物などに係る屋外広告物の表示などにあたっては、その景観重要建造物などに定める管理の基準との調和が保たれるものとします。

(2) 景観重要公共施設の指定の方針

市民に親しまれている公共施設のうち、景観づくりのうえで大きな影響を与える公共施設を、景観法第8条第2項第4号ロ号に規定する景観重要公共施設として指定します。

指定に際しては、景観審議会の意見を聴くとともに、施設の内容によって、国や県などの関係機関との協議及び同意を要するものとします。

(3) 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

(景観法第8条第2項第4号ニ号)

景観法第55条第1項の景観農業振興地域整備計画を策定する際は、北アルプスの山並みを背景にした田園風景に代表される安曇野市の良好な景観に配慮して、農地の広がりを面的に保全・継承を図ることを重視するものとします。

また、農地は農産物の生産の場であるとともに、農業の継続によって、良好な景観形成のほか、防災、水源のかん養、生態系の保全、伝統文化の伝承などの多面的な機能を有していることも踏まえ、地域や地区の特性を考慮して営農条件を整えるとともに、生産する作物なども工夫して、農業・農地の持続性を担保していきます。

第Ⅲ部 景観づくりの推進方策

第Ⅲ部では、第Ⅰ部及び第Ⅱ部の内容を踏まえて、今後の景観づくりの推進方策を示します。

I 推進方策の内容

第I部で3つに大別した取り組みごとに、景観づくりを推進するための具体的な推進方策を以下に整理します。

<取り組み1> 景観づくりの約束事を定めて守る

1-1 守るべき約束事を定める

景観条例のもと、本計画に定めた景観づくりの基本基準を適正に運用します。また、密接に関連する土地利用条例や安曇野市土地利用基本計画などからなる土地利用制度や屋外広告物条例と運用面での連携を図り、約束事の遵守を総合的に担保していきます。

(1) 条例の適正な運用による建築形態などのコントロール

届出制度のほか、事前協議制度など景観条例に基づく手続きの適正運用を通じ、本計画に定める景観づくりの基本基準に沿って、建築物及び工作物の形態などのコントロールを図るとともに、事業者による主体的な配慮を促します。

また、条例の運用に際しては、景観づくりに関して必要な調査、審議を行う景観審議会を設置し、その機能を有効に活用します。

(2) 土地利用制度との連携

本市の土地利用制度では、建物を建てたり、土地利用を変更したりする際に、土地利用条例のもとに定めた安曇野市土地利用基本計画への整合が求められます。土地利用が景観に及ぼす影響が極めて大きいことから、土地利用制度との連携を図り、一体となって、よりよい景観づくりを目指します。

(3) 屋外広告物条例との連携

安曇野市屋外広告物条例では、条例に基づく手続きと基準への適合が求められます。屋外広告物も景観に及ぼす影響は極めて大きいことから、本計画との整合を図りながら、広告物の表示・設置する場所や形態について、きめ細かなコントロールを図ります。

(4) 必要な基準の追加や見直し

社会状況等の変化により、これまでになかった景観に及ぼす影響が大きい施設が建設されたり、規模の大きな開発事業が実施されたりするリスクや、景観保全の担保力の不足、あるいはよりきめ細かな景観づくりの必要性が生じた場合には、景観づくり重点地区などを活用して、新たな基準や配慮事項の追加等を行います。

1-2 みんなで約束事を守る

景観づくりには、約束事を定めただけではなく、みんなで守っていくことが必要です。そのためには、まずルールや制度について、市民や事業者等の認知や理解を高めていくことが不可欠です。

(1) 景観づくりガイドラインの周知・活用

本計画に定める景観づくりの基準について、配慮事項やさらなる工夫、モデル的なデザインなどの例示も含めて、分かりやすく解説するために作成した「安曇野市景観づくりガイドライン」を広く市民に周知します。また、約束事の理解促進ツールとして広く活用を図ります。

(2) 約束事に対する市民や事業者の理解促進

景観づくりに関するルールやしくみを市民や事業者等に対して、市の広報紙、ホームページ及び SNS 等の様々な手段を活用して周知し、理解を促す取り組みを積極的に実施します。また、周知にあたっては、具体的な事例や実績を示すなど、わかりやすい情報発信に努めます。

(3) 情報の開示

景観は市民の暮らしに密接に関係するものです。法及び条例に基づく各種の規制・誘導に関する措置については、市民の理解を得ることが重要です。このため、必要に応じて景観審議会の意見を聞きながら、条例に基づく手続きなどに関する情報の開示に努めます。

<取り組み2> 景観づくりの活動の継続・推進

2-1 地域の景観への関心を高める

地域や地区の身近な景観の成り立ちや特徴を知り、学ぶ機会の提供や活動支援を通じて、次の世代や新たに移住してきた人々など幅広い市民の景観に対する関心を高めていきます。

(1) 景観への関心を高めるための活動やその支援

安曇野の景観は地域・地区ごとにも様々な歴史や背景があり、暮らしや産業の成り立ちなども踏まえ、まちなか、集落、農地、森林、河川など様々な場所の景観の実態や特徴を知り、学ぶことは、良好な景観づくりの活動の第一歩となります。そこで、行政のみならず、市民や地域又は各種団体が主催あるいはそれらの団体と行政が連携した取り組みも含め、景観への関心を高めるきっかけとなる様々な場や機会の提供や取り組み内容の情報発信など各種活動による既存の成果も活かしながら今後の継続や発展につながる支援を強化します。

<景観への関心を高めるきっかけとなる様々な取り組み事例>

- ・安曇野環境フェア（環境課）での景観に関する活動の紹介
- ・あづみの私の好きなビューポイント（お気に入りの風景写真の投稿サイト）
- ・屋敷林フォーラムの開催（観光課）
- ・中学生向け景観学習パンフレットの作成
- ・安曇野まちなかカレッジ（まちゼミ、安曇野学講座、安曇野まちなか図書館）
- ・さとやま楽校（国営アルプスあづみの公園一帯の里山環境での交流・体験機会の提供、講座開催）
- ・安曇野ガイドウォーキング（ふるさとウォッチング in 安曇野、安曇野さんぽ、安曇野あるく路）
- ・「安曇野ふるさと遺産」の認定
- ・案内人の教室（地域ガイドの育成講座）
- ・ココブラ信州（案内人の個性を通じたまち歩きによる体験・観光ツアー） 等

2-2 景観をつくり・守り・育てる活動の実践

良好な景観づくりに資する様々な活動やこれを実践している組織の継続と発展を支援するとともに、新たな活動（組織）の創出や活動（組織）間の有機的な連携を図り、景観づくりの担い手となる市民等を増やす取り組みを進めます。

（1）景観づくりに貢献する活動団体の支援・育成

地域の景観への関心を高める取り組みも含め、景観づくりに主体的かつ積極的に取り組む各種活動団体の存在や活動内容・成果の情報発信など、各団体のニーズに応じて必要な支援、国や県等の各種助成金の活用を促し、良好な景観づくりに資する活動の継続と発展（多彩な展開）を支えながら、次世代の活動の担い手の発掘と育成につなげます。

また必要に応じて、景観法や景観条例に基づく制度の活用を促し、法令のもとに一定の機能や役割を担い、支援等を受けられる活動組織の形成も進めます。

<景観づくりの活動に取り組む各種組織・団体例>

- ・ 景観づくり住民協定締結団体
- ・ 安曇野市観光協会
- ・ 安曇野環境市民ネットワーク
- ・ 屋敷林と歴史的まちなみプロジェクト
- ・ 安曇野まちなかにぎわいプロジェクト
- ・ 長野県建築士会
- ・ 安曇野市商工会
- ・ 安曇野百選プロジェクト
- ・ 三角島ふるさとの森プロジェクト
- ・ NPO 法人安曇野ふるさとづくり応援団 等

<法や景観条例に基づいて設置等ができる活動組織>

- ・ 景観づくり住民協定（景観条例第 29 条）
- ・ 景観づくり市民団体（景観条例第 30 条）
- ・ 景観整備機構（景観法第 92 条）

（2）景観づくりに携わる団体間の連携

景観法第 15 条に基づく景観協議会など、景観づくりに携わる団体などが連携して、良好な景観づくりに協働で取り組めるネットワーク形成を図ります。

<取り組み3> よりよい景観に導くしくみと体制の構築

3-1 理想像をもつ・モデルをつくる

地域や地区が主体となって、それぞれの特性を踏まえた景観づくりの理想像を見出しながら、地域の景観づくりの推進を独自に進めたり、周囲の景観と調和を図るためにできる個人の取り組みを支援したりしながらよりよい景観づくりにつなげる取り組みを進めます。

(1) 地域・地区による景観づくりの推進

景観条例に基づく景観づくり重点地区や景観づくり住民協定の積極的な活用を促し、自治会組織、行政区などまとまった単位で、住民参加型の合意形成のプロセスにより、より地域に適したきめ細かなルールを定め、景観づくりの主体的な取り組みを推進します。

<地域・地区単位の景観づくりの検討プロセス例>

- ・地域・地区単位の景観づくりの理想像（コンセプト）の検討から始める。
- ・子どもも含め、幅広い年代層の市民の参加を募り、多様な意見を聴きながら取り組む。
- ・市全体のルールとも整合を図りながら、より地域・地区に見合った景観づくりのルールを定める。
- ・ルールだけでなく、暮らしの豊かさなどと結びついて、みんなで取り組み、楽しく続けられる景観づくりの活動を見出す。

(2) 緑化の促進と維持管理の推進

樹木などの植栽（緑）は、建物や道路などの人工物とその背景や周囲の景観・環境との調和をもたらす効果的なツールであるとともに、四季の移ろいを感じさせ、暮らしのなかに潤いや安らぎを与えてくれます。また、緑は適切な維持管理をすることで、その成長とともに効果を増し、良好な景観づくりに大きく寄与するものとなります。

本市では、新たな建物や施設等を作る際には、景観づくりの基本基準や景観づくりガイドラインに示した目安に沿って、緑化や既存樹木の保全等を求めています。また、平成27年度から実施している「緑のまちづくり事業」では、記念樹の配布や生垣設置に対する補助を行い、住宅地の緑化促進を図ってきました。今後も、この事業を継続していくとともに、この事業を活用した緑化の効果を示す事例を紹介することで、できる限り多くの人に活用されるよう周知の強化を図っていきます。

また、緑化は植栽後の維持管理が重要になることから、造園業者の紹介や剪定などの庭木の手入れの講座の開催など、景観と調和させて適切に維持管理していくために必要な情報提供や支援に努めます。

(3) 景観アドバイザーの確保

建築、造園などの関係分野に精通した専門家を景観条例第34条に基づく「安曇野市景観アドバイザー」として確保し、市民や事業者等による景観づくりの取り組

みのために、必要な人材を派遣し、その取り組みを手助けできるしくみを設けます。

<専門家による協力の例>

- ・ 建築分野：建物の規模・配置、意匠・形態などデザインのアドバイス
- ・ 造園分野：樹種の選択、樹木の配置、植栽管理など緑化のアドバイス

(4) 住民等と事前に協議できるしくみの活用

土地利用制度には、一定規模以上の開発に対して周辺住民への説明など地域との事前調整を行うしくみがあります。このしくみを活用し、事業者と市民や地域との間で調整を図り、新たにつくられるものを景観的によりよい方向に導いていきます。

3-2 よいものを守り・活かす

農地、屋敷林や古民家といった今ある景観資源を維持し、よりよく保つために有効なしくみを検討するとともに、必要な体制づくりを進めます

(1) 屋敷林や古民家など良好な景観資源の保全・継承に対する支援

安曇野の景観を特徴づけている屋敷林や古民家などの良好な景観資源については、これらの資源に関心を有する団体等と連携して、市民や地域・地区と景観上の重要性の認識の共有を図ります。また、それらの所有者や管理者の課題に寄り添いながら、保全、維持・継承していく取り組みに必要な支援措置や景観重要建築物や景観重要樹木の指定などの検討を図ります。

(2) 農地・森林における景観づくり

安曇野の景観を構成する主要な要素である農地や森林を良好な状態に保つためには、農業や林業の担い手不足を含め経営的な課題や、森林については松くい虫被害対策など、直面する根本的な問題と向き合い、課題解決を図る必要があります。

今後は、多様な主体との情報共有や意見交換を図り、将来のあり方を模索するなかで、守るべきエリアを定めて対策を施したり、景観的に調和する新たな利活用や再整備の方策及びその取り組み主体を見出したり、多角的に検討していきます。

(3) 景観づくりに関する顕彰制度の創設検討

よりよい景観づくりを推進するため、既存の良好な景観に対し特に配慮や工夫してつくられた建物、景観の魅力創出につながる建物、あるいは良好な景観づくりに長年取り組んできた活動実績やその成果等を表彰する顕彰制度の創設を検討します。

(4) 都市基盤施設の整備との連携

よりよい暮らしにつながる景観づくりの実現のためには、道路や河川など都市基盤施設の整備における景観的な配慮は不可欠です。特に都市基盤施設の集積するまちなかエリアを中心に、良好な景観づくりにつながる整備や維持管理を推進します。

<景観的な配慮の例>

- ・ 場の雰囲気をふまえ、必要に応じて景観に配慮した道路舗装
- ・ 沿道の樹木や植栽を景観上良好な状態に保ち、育成していくための適切な管理
- ・ 堰沿いの散策路や河川広場など親水空間の修景整備
- ・ 一定の都市基盤施設の整った低未利用地の有効活用の促進

2 方策の実施に関する体制・しくみ

(1) 計画の推進体制

- 市民、事業者、行政など各主体間の協働の取り組みによって景観づくりを進めることを基本に据えて、計画の推進を図ります。
- 景観づくりに関わる開発などの行為に求められる手続きの運用や良好な景観づくりに取り組む各種団体等の活動を通じて、各主体間が相互に連携を深めながら、景観づくりの取り組みを展開していきます。

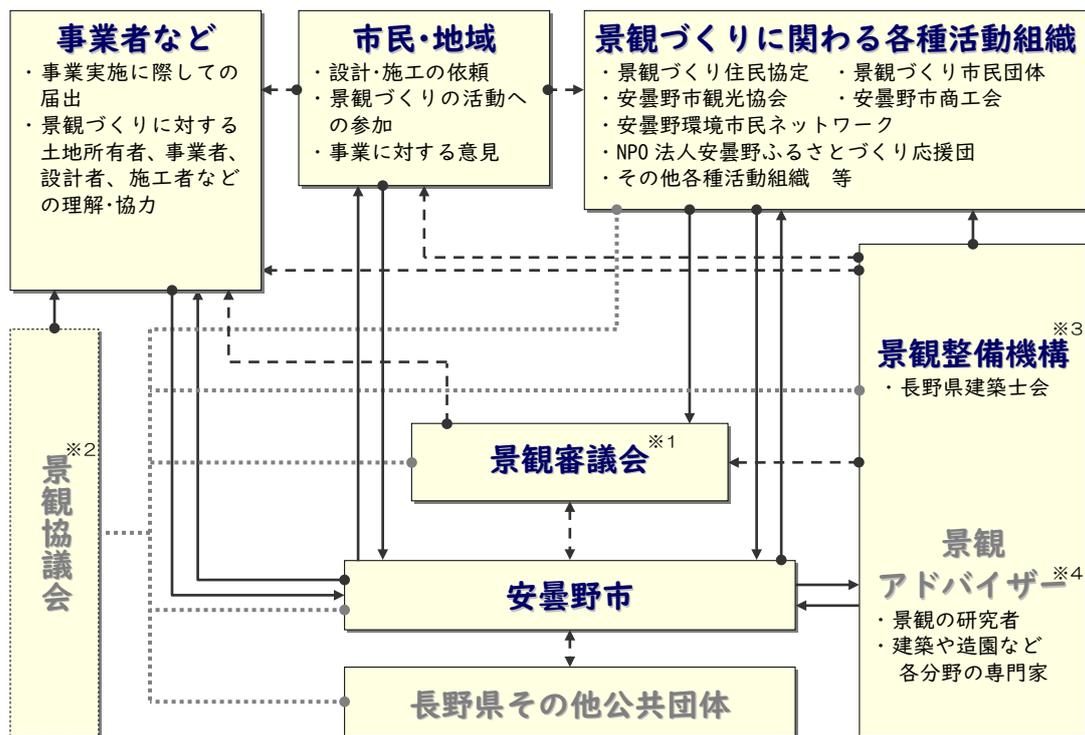


図 計画の推進体制

※1 景観審議会(景観条例第33条第1項)

○市長の諮問する景観づくりに関する重要な事項^{注)}の調査審議を行います。

注) 重要な事項の例

- ・景観計画の変更
- ・景観づくり重点地区の指定
- ・景観重要建造物の指定
- ・景観重要樹木の指定
- ・景観重要眺望点の指定
- ・景観重要公共施設の指定 など

○計画の進行管理、計画に基づく具体的施策への提言を行います。

※2 景観協議会(景観法第15条)

○景観づくりにおいて、関係する複数の組織が、特定の目的に沿って横断的に協議する場合に、必要に応じて設置し

※3 景観整備機構(景観法第92条)

○景観づくりに関する調査研究、市民や事業者への情報提供、技術者の派遣などを行います。

○景観重要樹木や景観重要公共施設、景観重要眺望点などの管理などを行います。

※4 景観アドバイザー(景観条例第34条)

○届出を要する行為を審査する際に、建築、土木、造園、色彩などに関して、技術的な課題が生じた場合などに、行政の相談に応じ、解決策の提案その他アドバイスを行う役割を担います。

○市や景観づくりに関する活動を進める市内の各種団体が講演会や講習会を開催する際の講師などとして派遣しま

(2) 計画の推進・改善のしくみ

- ① 景観づくりの目標の実現に向けて、着実に計画を実践に移していくために、景観審議会における審議を継続的に実施します。
- ② 市民等に対するアンケートや景観重要眺望点からの定点観測等を通じて、定期的に取り組みの効果の検証を図りながら、景観審議会を通じて、必要な場合は計画の改定や更新を行います。
- ③ 景観づくりの取り組みの実践段階で、関係機関などとの連携や協議が必要となる場合には、景観アドバイザーの協力や景観協議会などを活用した組織横断的な検討が行えるしくみを整え、体制を強化していきます。

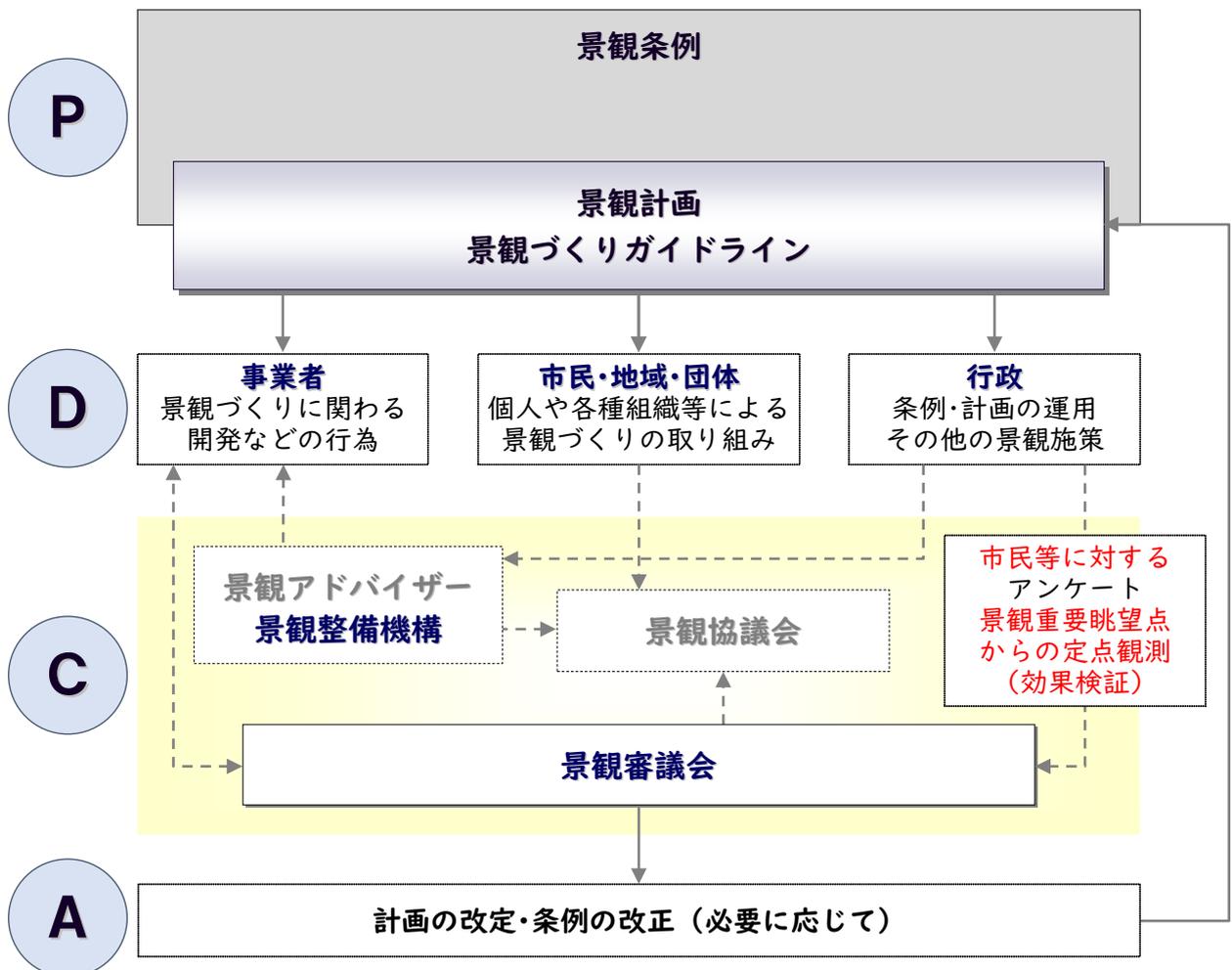


図 計画の運用のしくみ (PDCAサイクル)

付属資料 安曇野市景観計画改定の検討経過

(1) 安曇野市景観審議会

改定の内容を検討するにあたっては、景観づくりに関する重要な事項を調査審議するための附属機関である安曇野市景観審議会において、意見を伺い、改定の方向性を審議中。

開催日	会議名	主な内容
令和7年4月15日	第31回安曇野市景観審議会	安曇野市景観計画の中間見直しについて
令和7年9月9日	第32回安曇野市景観審議会	安曇野市景観計画の改定ポイントについての審議
令和7年11月13日	第33回安曇野市景観審議会	安曇野市景観計画の改定素案についての審議
令和8年 月 日	第34回安曇野市景観審議会	

(2) パブリックコメント

改定素案がまとまった段階で「安曇野市景観計画（改定素案）」に対する市民等の意見を伺うためにパブリックコメントを以下のとおり実施予定。

実施期間	実施方法	結果
	改定素案を次の方法により公表し、意見を募集する。 ・ホームページへの掲載 ・市掲示場への掲示 ・市役所での閲覧	

安曇野市景観計画

平成 23 年 3 月 策定
令和 3 年 3 月 改定
令和 8 年 3 月 改定 (予定)

発行 安曇野市
編集 安曇野市 都市建設部 建築住宅課
〒399-8281 安曇野市豊科 6000
TEL 0263-71-2242 Fax 0263-72-3569

別紙Ⅰ 景観づくりの基準

(1) 高さ・規模

	基準内容
まちなか	<p>(ア)北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。</p> <p>(イ)高さは、まち並みの連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないように努めること。</p>
田園	<p>(ア)北アルプスへの眺望をできるだけ阻害しない規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。</p> <p>(イ)高さは、原則として、屋敷林などの周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上となる場合は、北アルプスや周囲の景観との調和に特に配慮すること。</p> <p>(ウ)良好な眺望景観を阻害しないよう、建築物などの高さや規模に応じ、視点からの距離や立ち位置による見え方の違いを考慮すること。特に、沿道から北アルプスを望む西側の景観に配慮すること。</p>
山麓・山間部	<p>(ア)周囲の景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物などと敷地の釣り合いのとれた高さとする。</p> <p>(イ)高さは、原則として、周囲の樹林の高さ以内に止めること。周囲の樹高以上になる場合は周囲の景観との調和に特に配慮すること。</p>
全市共通	<p>(ア)主要な眺望点や眺望軸からの見え方に、特に配慮した高さ、規模とすること。</p> <p>(イ)建築物などの高さは、最高でも30mを超えないものとする。ただし、都市計画法第9条第11項に基づく工業地域、同条第12項に基づく工業専用地域及び安曇野市土地利用基本計画に基づく産業集積地にあつては、この限りでない。</p>

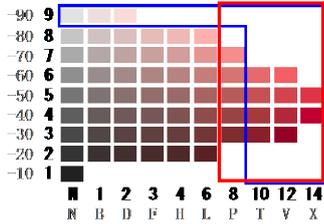
※ 高さは、地盤面からの高さとし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔及び屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分並びに棟飾及び防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針、アンテナ等の軽微な建築設備を除く。）を算入する。

(2) 色彩・照明

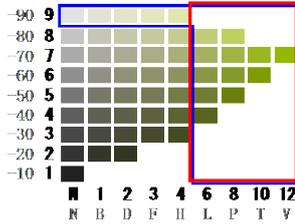
	基準内容	備考								
まちなか	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、周囲の景観と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 多色使い、強調色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>(ウ) 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源で動きのあるものは、周囲の景観との調和に留意すること。</p>	<p>外壁及び屋根の基調色として用いることができる色彩は、以下に示すマンセル値の範囲内とする。</p> <p>① 外壁の基調色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>Y、GY、RP</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 明度の制限はなし。</p>	色相	彩度	R、YR	6以下	Y、GY、RP	4以下	その他	3以下
色相	彩度									
R、YR	6以下									
Y、GY、RP	4以下									
その他	3以下									
田園	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。特に、緑色、青色、紫色、桃色系は、地域の景観との調和が図りにくいので、彩度が低い場合でも使用にあたっては十分留意すること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするように努めること。</p> <p>(ウ) 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。</p>	<p>② 屋根の基調色</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R、YR</td> <td>8以下</td> </tr> <tr> <td>5Y、10RP</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 明度は8以下とする。</p> <p>※ 基調色とは、屋根や外壁の多くの面積を占める色彩とする。</p> <p>※ 強調色（各面の立面積の1/10以下）、本地域の伝統的な色彩、非着色の素材色（木材、れんが、土壁、漆喰、金属板、スレート、ガラス、など）は、適用除外とする。</p>	色相	彩度	R、YR	8以下	5Y、10RP	6以下	その他	4以下
色相	彩度									
R、YR	8以下									
5Y、10RP	6以下									
その他	4以下									
山麓・山間部	<p>(ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周囲の景観と調和した色調とすること。</p> <p>(イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。</p> <p>(ウ) 建物の外構で照明を行う場合は、周囲の環境に留意すること。</p> <p>(エ) 光源を用いるものは、光源が白色系で、動光又は点滅を伴わないものとする。</p>									

<参考> マンセル値対照表

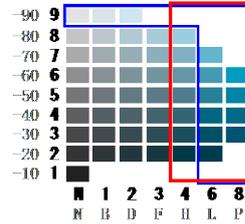
赤(5R-05)



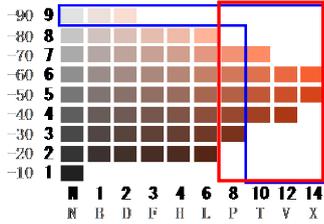
黄緑(5GY-35)



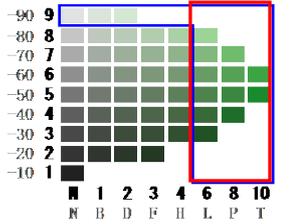
青(5B-65)



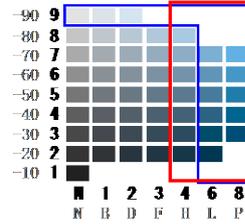
赤(10R-09)



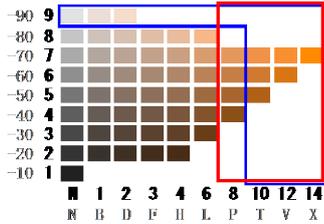
黄緑(10GY-39)



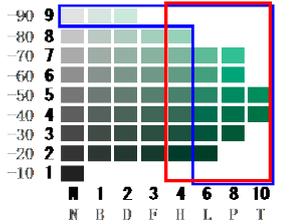
青(10B-69)



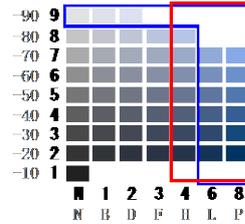
黄赤(5YR-15)



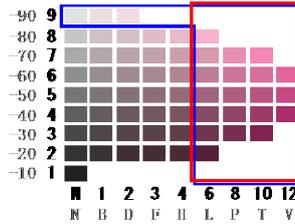
緑(5G-45)



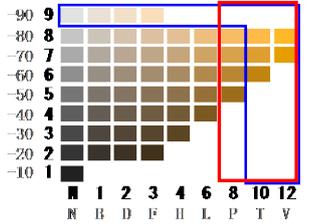
青紫(5PB-75)



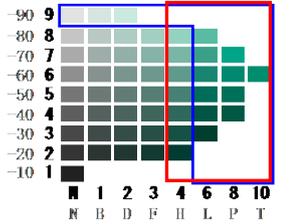
赤紫(5RP-95)



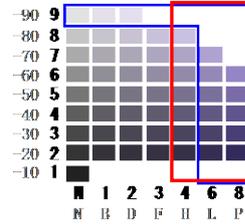
黄赤(10YR-19)



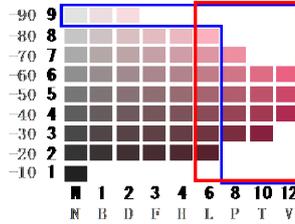
緑(10G-49)



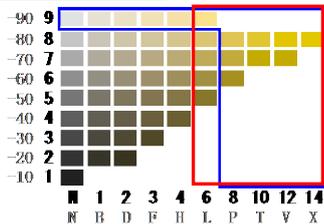
青紫(10PB-79)



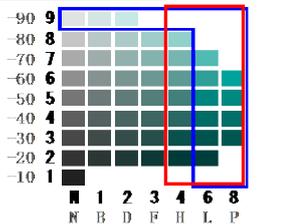
赤紫(10RP-99)



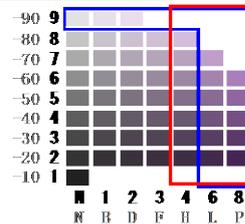
黄(5Y-25)



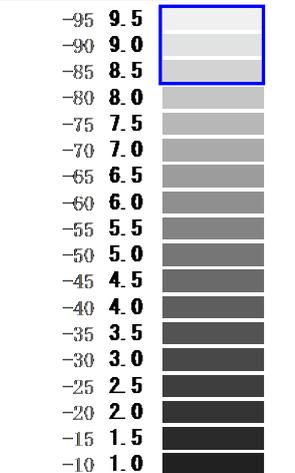
青緑(5BG-55)



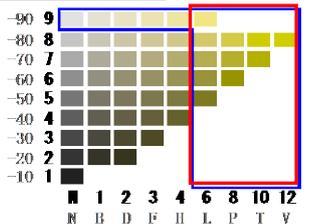
青紫(5P-85)



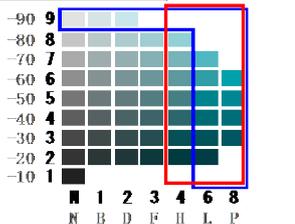
無彩色(N)



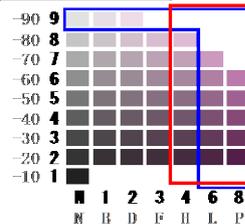
黄(10Y-29)



青緑(10BG-59)

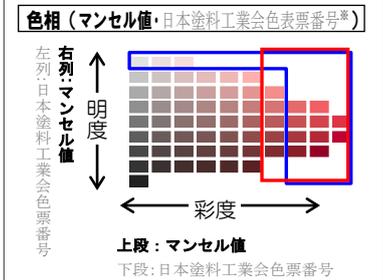


紫(10P-89)



原則、使用不可とする外壁の基調色
 原則、使用不可とする屋根の基調色

対照表の見方



<日本塗料工業会色票番号への変換例>

マンセル値 色票番号

5R 3 / 8 ⇒ 05 -30 P

色相 明度 彩度 色相 明度 彩度

※日本塗料工業会色票番号: 塗装色を決める際に用いられる色見本の番号です。
 ※印刷した資料であるため、実際の色合いとは異なります。
 この表は全ての色相・彩度・明度を網羅したものではありません。

(3) 形態・意匠・材料

	基準内容
まちなか	<p>(ア)周囲の建築物などとの連続性に配慮し、まち並みと調和した形態にするとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ)建築物などの上部及び正面のデザインに特に留意すること。</p> <p>(ウ)壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。</p> <p>(エ)周囲の建築物などに比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>(オ)河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>(カ)屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>(キ)屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。</p> <p>(ク)耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>(ケ)反射光のある素材を使用する場合は周囲との調和に十分配慮すること。</p>
田園	<p>(ア)眺望景観の背景となる北アルプスの山並みや周囲の建築物などと調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。</p> <p>(イ)屋根の形状は、背景の山並みや周囲の建築物の屋根形状との調和に努めること。勾配屋根の場合には、庇や適度な軒の出をつくるなど、地域の景観になじむよう努めること。</p> <p>(ウ)壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影などの処理に配慮すること。また、装飾や窓枠の強調などにより、壁面が過度に目立つことがないよう配慮すること。</p> <p>(エ)周囲に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し、または、その様式の要素を取り入れた意匠とするよう努めること。</p> <p>(オ)周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>(カ)河川、鉄道及び道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>(キ)屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>(ク)屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。</p> <p>(ケ)耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>(コ)反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合は、意匠などの工夫をすること。</p>
山麓・山間部	<p>(ア)森林景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。</p> <p>(イ)屋根の形状は、周囲の樹林や建築物などとの調和に努めること。</p> <p>(ウ)壁面などは、大規模な平滑面が生じないよう、陰影など壁面の処理に配慮すること。</p> <p>(エ)周囲の建築物などに比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部などの意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周囲との調和を図ること。</p> <p>(オ)河川や道路に面する壁面などは、公共性の高い部分として、デザインなどに配慮すること。</p> <p>(カ)屋上の設備は、壁面やルーバーなどで覆い、外部から見えにくいよう配慮すること。</p> <p>(キ)屋外階段、ベランダ、パイプ類などの付帯設備や付帯の広告物などは、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物などとの調和を図ること。</p> <p>(ク)耐久性も考慮し、周囲の景観や地域の景観になじむ材料を用いること。</p> <p>(ケ)反射光のある素材を極力使用しないよう努め、やむを得ず使用する場合には、意匠などの工夫をすること。</p>

(4) 建物などの配置

	基準内容
まちなか	<p>(ア)周囲と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</p> <p>(イ)隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すよう努めること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>(エ)北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>(カ)自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。</p> <p>(キ)ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。</p>
田園	<p>(ア)道路からできるだけ後退するとともに、道路側に空地を確保するよう努めること。</p> <p>(イ)隣地の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>(エ)北アルプスへの眺望を極力阻害しないような配置とすること。地形の高低差がある場合は、それを活かして周囲の自然景観と調和するような配置とし、稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>(カ)自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。</p> <p>(キ)ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。</p>
山麓・山間部	<p>(ア)道路側に既存林を残せるように、後退するよう努めること。</p> <p>(イ)隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</p> <p>(ウ)敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺などがある場合は、これらを活かせる配置とすること。</p> <p>(エ)地形の高低差を活かして、周囲の自然景観に調和するような配置とすること。稜線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</p> <p>(オ)電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないように設置すること。</p> <p>(カ)自動販売機は、壁面線より内側に設置するなど、できるだけ目立たないように配慮すること。</p> <p>(キ)ごみ集積所は、景観に配慮した場所に設置すること。</p>

(5) 敷地の緑化

	基準内容
まちなか	<p>(ア)表通りなど、道路に面する側は、できるだけ緑化し、まち並みの統一感や緑の連続性の創出に努めること。</p> <p>(イ)田園エリアとの境界部分は、中高木の樹木を活用し、建築物などがむき出しにならないように配慮すること。</p> <p>(ウ)敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(エ)建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。</p> <p>(オ)駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>(カ)緑化に使用する樹種は、周囲の樹林など、周囲の景観と調和するものとする。</p> <p>(キ)河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(ク)敷地内の樹木は、できるだけ残すように努めること。</p>
田園	<p>(ア)集落の縁辺部や分譲地の周囲など、遠方から見える側は、中高木の樹木を活用し、眺望景観としての調和や緑の連続性の確保に努めること。</p> <p>(イ)敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観と調和するように配慮すること。</p> <p>(ウ)建築物などの周囲を緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。特に、見付面積の大きな建築物は、遠方から壁面などが目立たないように緑化に努めること。</p> <p>(エ)駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>(オ)緑化に使用する樹種は、地域にふさわしい樹種を選定し、周囲の景観と調和するものとする。</p> <p>(カ)河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p> <p>(キ)屋敷林や社寺林など、地域にある樹木は、できるだけ残すように努めること。</p>
山麓・山間部	<p>(ア)周囲が樹林に囲まれている敷地では、既存の樹林をできるだけ残し、やむを得ず伐採する場合には、代替する樹木を植えるなど、緑量の維持に努めること。</p> <p>(イ)敷地境界には樹木などを活用し、門・塀などを用いる場合は、周囲の景観に調和するように配慮すること。</p> <p>(ウ)建築物などの周囲が樹林に囲まれていない敷地では、緑化することにより、圧迫感、威圧感、違和感の軽減に努めること。</p> <p>(エ)駐車場、自転車置場などを設ける場合は、周囲の緑化に努めること。</p> <p>(オ)緑化に使用する樹種は、周囲の樹林と調和するものとする。</p> <p>(カ)河川などがある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。</p>

(6) 土地形質の変更、土石類の採取など

	基準内容
全市共通	<p>a) 土地の形質の変更（変更後の土地の形状、修景、緑化など）</p> <p>(ア)大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。</p> <p>(イ)擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化などにより周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>(ウ)敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺などは極力保全し、活用するように努めること。</p> <p>(エ)団地開発では、電柱類はできるだけ道路側に設置しないようにするとともに、北アルプスへの眺望を阻害しないように努めること。</p> <p>b) 土石の採取及び鉱物の掘採（採取及び掘採の方法、採取後の緑化など）</p> <p>(ア)外部から目立ちにくいよう、採取及び掘採の位置、方法を工夫し、周囲の緑化などに努めること。</p> <p>(イ)採取及び掘採後は自然植生と調和した緑化などにより修景すること。</p>

(7) 屋外における物件の集積又は貯蔵（集積、貯蔵の方法及び遮へい方法）

	基準内容
全市共通	<p>(ア)物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。</p> <p>(イ)道路などから見えにくいよう遮へいし、その際、植栽や木塀の設置などにより周囲の景観との調和に努めること。</p>

<備考>

土地利用条例第12条第1項に基づく地区土地利用計画が定められている区域にあって、上記(1)～(7)の各基準内容について定めのあるものについては、当該区域に基準内容による。

別紙 2 公共事業における景観づくりの指針

本市における公共事業による景観づくりの指針を次のように定めます。

(1) 基本的事項

- ① 本市の景観の特徴となっている田園風景の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、沿道、川沿い、車窓などから眺める良好な景観との調和に配慮した一体的な景観づくりに努める。
 - (ア) 良好な田園風景の背景となっている北アルプスの山並みとの調和に努めること。
 - (イ) 屋敷林や社寺林、堰や河川など、良好な田園風景の主要な構成要素である緑や水辺との調和に努めること。
- ② 田園や森林などからなる自然環境やまち並みとの調和に配慮し、地域の特性を活かすよう努める。
- ③ 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出などに努める。
- ④ 事業相互の連携により、周囲の景観と調和した一体的な景観づくりに努める。
- ⑤ 景観重要建造物等の存する敷地の周囲における事業の実施にあたっては、その景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。
- ⑥ 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周囲の建築物などの土地利用が一体となって良好な景観づくりに努める。

(2) 共通指針

① 法面

法面は、安全上支障ない範囲で、地形、地質などを考慮して、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、緑化に努める。

② 擁壁

擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周囲の景観や眺望景観と調和する構造とし、周囲の緑化などに努める。

③ 附属物（標識、信号機、照明施設、防護柵など）

標識、信号機、照明施設、防護柵などは、地域の特性を踏まえて、デザインの統一化などを図ることにより、安全上支障のない範囲で、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。

④ 緑化・植栽

緑化・植栽は、積極的に推進し、周囲の樹木と調和した樹種や地域にふさわしい樹種を選定するなど、周囲の景観や眺望景観と調和するよう努める。また、屋敷林や

社寺林、河畔林、山林など、眺望景観において重要な構成要素となる既存の樹林はできる限り保全し、活用するよう配慮する。

⑤ 占用工作物（電柱など）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周囲の景観と調和するよう努める。

（３）施設別指針

① 公共建築物

学校、病院、庁舎、集会施設、公営住宅などの公共建築物は、景観づくりの見本として、あるいは地域の景観の象徴として、より良い景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。このため、整備にあたっては次の事項に留意する。

（ア）景観づくりの基準の遵守

別紙Ⅰの景観づくりの基準を満たすものとなるよう配慮する。これにより、建築物の位置する地域一帯の景観や背景になる自然的な景観とも調和を図り、見本となるような整備に努める。

（イ）施設の特性に応じた景観上の配慮の十分な検討

地域の歴史や文化、自然環境などに配慮しつつ、対象とする建築物の機能・役割に応じて、地域住民や専門家などの意見を聞きながら、景観上の配慮を十分に検討し、より良好な景観の保全と創造に寄与するよう努める。

② 道路

道路は、歩行者、自転車、車の往来や物の流通など、一般交通のための最も基本的な施設として、市内のいたるところに通じており、沿道には、まち並み、田園、森林など、多種多様な景観が広がっている。このため、その整備・改良にあたっては、それぞれの沿道の特性を踏まえ、周囲の景観との調和に配慮するとともに、周囲の景観に与える影響などにも留意する必要がある。

（ア）路線の選定

田園や森林など、良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周囲の景観と調和するよう努める。また、沿道からの山岳の見え方や水路の線形などにも配慮し、良好な眺望景観の創出に寄与するよう努める。

（イ）トンネル及びシェッド

トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周囲の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。

（ウ）高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁などの意匠、色彩については、周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。

（エ）交差点

交差点における信号機柱、標識、照明施設などについては、整理統合に努めるとともに、それらの意匠、色彩が周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。

（オ）歩道及び自転車道

- a 歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じて、地域の特性を活かした素材の活用に努め、周囲の景観と調和するよう配慮する。
- b 植樹ますやストリートファニチャーなどを設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周囲の景観と調和するよう配慮する。
- c ウォーキングやサイクリングの利用者が、良好な眺望景観を享受できるよう、歩行者や自転車利用者の視点を考慮した整備に努める。

(カ) 横断歩道橋

横断歩道橋の意匠、色彩については、周囲の景観と調和するよう配慮する。また、良好な眺望景観を有する地域では、設置による景観への影響を十分に検討する必要がある。

(キ) 地下歩道

- a 上屋は、その意匠、色彩が周囲の景観や眺望景観と調和するよう配慮する。
- b 地下部は、安心感や明るさをもつ空間となるよう配慮する。

(ク) 緑の保全と緑化

- a まちなかの道路には、できる限り連続した植樹帯を設ける。一方、田園や森林などの自然景観を有する地域の道路では、必要に応じて、植樹帯を設ける。
- b 沿道で空きスペースのある場所には、必要に応じて、ポケットパークなどを整備し、緑化などによる修景に努める。
- c 中央分離帯や交通島[※]については、交通安全上支障のない範囲で、緑化などによる修景に努める。

※交通島：歩行者の安全確保や車の導流のために道路内に設置される島状のスペース

(ケ) 電線類の地中化

電線類の地中化に取り組み、沿道景観の向上に努める。

③ 橋りょう

橋りょうは、人や車の通行だけでなく、それ自体が優れた景観ともなり得るため、良好な景観づくりの上で重要な施設となっている。このため、その整備・更新にあたっては、水辺景観や眺望景観との調和に十分に配慮する必要がある。

(ア) 橋りょう本体

橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、良好な景観が引き立つよう配慮する。

(イ) 高欄、照明施設など

- a 高欄、照明施設などの配置、意匠、色彩、素材などについては、橋りょう本体のデザイン及び周囲の景観との調和に配慮する。
- b 必要に応じて、バルコニーなどの広場を設ける場合には、周囲の景観との調和に配慮し、良好な眺望景観を阻害しないように努める。

(ウ) 橋詰広場

必要に応じて、橋のたもとには、歩行者が休息し、川や橋などを要素とした良好な景観を眺めることができるよう、周囲の景観と調和した広場の整備に努める。

④ 公園・緑地

公園・緑地は、地域における日常の身近な親緑空間としての憩いとうるおい、災害

時の避難・復旧の拠点となる場を提供するとともに、景観構成上のアクセントにもなっている。このため、その整備・維持管理・更新にあたっては、地域の生活環境の向上と良好な景観の創出につながるよう配慮する必要がある。

(ア) 施設

公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周囲の景観と調和するよう配慮し、必要に応じて、自然素材の導入に努める。

(イ) 緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を活かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周囲の景観と調和した緑化に努める。また、地域の自然、歴史、文化などからみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観づくりに重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

⑤ ガス・上水道

ガス及び上水道施設は、地域住民が文化的な生活を送る上で必要な施設である。これらの供給施設の整備にあたっては、周囲の景観との調和に配慮する必要がある。

(ア) 施設内の建造物の配置、意匠、色彩については、良好な景観を阻害しないよう十分に配慮し、周囲の景観と調和して目立たないよう努める。

(イ) 施設内の緑化については、建造物の形状や規模、配置などを考慮して、十分な植栽などを行い、周囲の景観と調和するよう努める。特に、施設の敷地外周部は、できる限り緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。

⑥ 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深い関わりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観をつくる上で重要な要素となっている。このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周囲の景観との調和に配慮する必要がある。

(ア) 処理施設の意匠、色彩については、良好な景観を阻害しないよう十分に配慮し、周囲の景観と調和して目立たないよう努める。

(イ) 処理場内の緑化については、処理施設の形状や規模、配置などを考慮して、十分な植栽などを行い、周囲の景観と調和するよう努める。特に、処理場の敷地外周部は、できる限り緑化し、周囲の景観との調和に配慮する。

⑦ 河川

河川、堰などは、古くから地域と深い関わりを保ちながら、治水、利水の両面から、人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、良好な景観を構成する要素の一つでもあり、その空間は、人々にやすらぎを与え、水とふれあう大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、管理上必要な治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周囲の景観との調和に配慮する必要がある。

(ア) 護岸は、構造などについて、周囲の景観と調和するように配慮する。

(イ) 高水敷は、地域の特性を踏まえた緑化などにより、周囲の景観と調和するよう配慮する。

(ウ) 緑の保全と緑化

- a 堤防法面などは、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。
- b 河畔林などの自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。

⑧ ダム・えん堤

治水、利水のため、やむを得ず設置するダム及び砂防、治山のためのえん堤を設置する場合には、安全性などに支障がない範囲で、周囲の自然景観との調和に配慮する必要がある。

(ア) 構造物

構造物及びその周囲の施設は、できる限り周囲の自然環境と調和するよう配慮する。

(イ) 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周囲の環境整備を図り、水と緑の豊かな水辺空間の創造に努める。

⑨ 傾斜地の造成面・構造物

住民の生命、財産の保全などのために行う傾斜地の整備は、切土や盛土などの造成面の安定確保を図るものと、自然斜面に構造物を設置するものがある。いずれも景観づくりに大きく関わるため、森林景観など、周囲の景観との調和に配慮する必要がある。

(ア) 造成面は、安定性などを考慮した上で、できる限り周囲の景観と調和のとれた緑化に努める。

(イ) 構造物は、安全性などの条件に支障がない範囲で、その意匠や色彩について、周囲の景観と調和するよう配慮する。

(ウ) 良好な景観を構成する要素となる樹木などは、できる限り修景に活かすよう配慮する。

⑩ 農地・森林

農地は、農産物の供給地であるとともに、田園景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全などの多面的な機能を有しており、市域に占める面積の割合も大きいことから、本市の景観づくりにおいて果たす役割は大きい。このため、農業基盤の整備や森林の保育事業の実施にあたっては、周囲の景観に配慮する必要がある。

(ア) 農業基盤の整備にあたっては、良好な景観の保全に十分に留意するとともに、豊かな農業景観づくりに努める。

(イ) 森林の保育事業の実施にあたっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観づくりに努める。

別紙3 景観づくり重点地区

西山山麓重点地区

本地区は、旧穂高町の時代から穂高町自然保護等指導基準及び長野県環境保全条例による建築物の規制により、良好な自然環境との調和を図りながら、別荘や飲食店舗、宿泊施設などを適切に受け入れ、質の高い保養観光地を形成してきたエリアです。

この魅力の維持・継承を図るため、以下に定めるところにより、本地区を景観条例第8条第2項に基づく景観づくり重点地区に指定します。

1. 地区の名称

西山山麓重点地区

2. 地区の範囲

山麓・山間部エリア内において、土地利用条例第9条第1項第5号に規定する山麓保養区域の範囲（次ページ参照）

3. 景観づくりの方針

本地区は、山麓一帯に広がる森林の保全を重視し、周囲の樹林との調和を図りながら、保養や観光機能の維持・向上に資する建築物等を受け入れ、居住者も来訪者も森林空間に親しめる環境形成と良好な自然環境を実感できる景観づくりを目指す。

4. 景観づくりの基本基準

本地区では、山麓・山間部エリアにおける景観づくりの基準（4）に、以下の内容を加えます。

（4）建物などの配置

① 道路後退

壁面などは、原則として、道路境界より5m以上、主要幹線道路※からは10m以上後退させる。

※主要幹線道路とは、山麓線（県道塩尻鍋割穂高線、県道大町有明線）、中房線（県道槍ヶ岳矢村線）、市道穂高1級3号線（県道塩尻鍋割穂高線との交差点から県道小岩岳穂高停車場線との交差点まで）を指す。

② 隣地後退

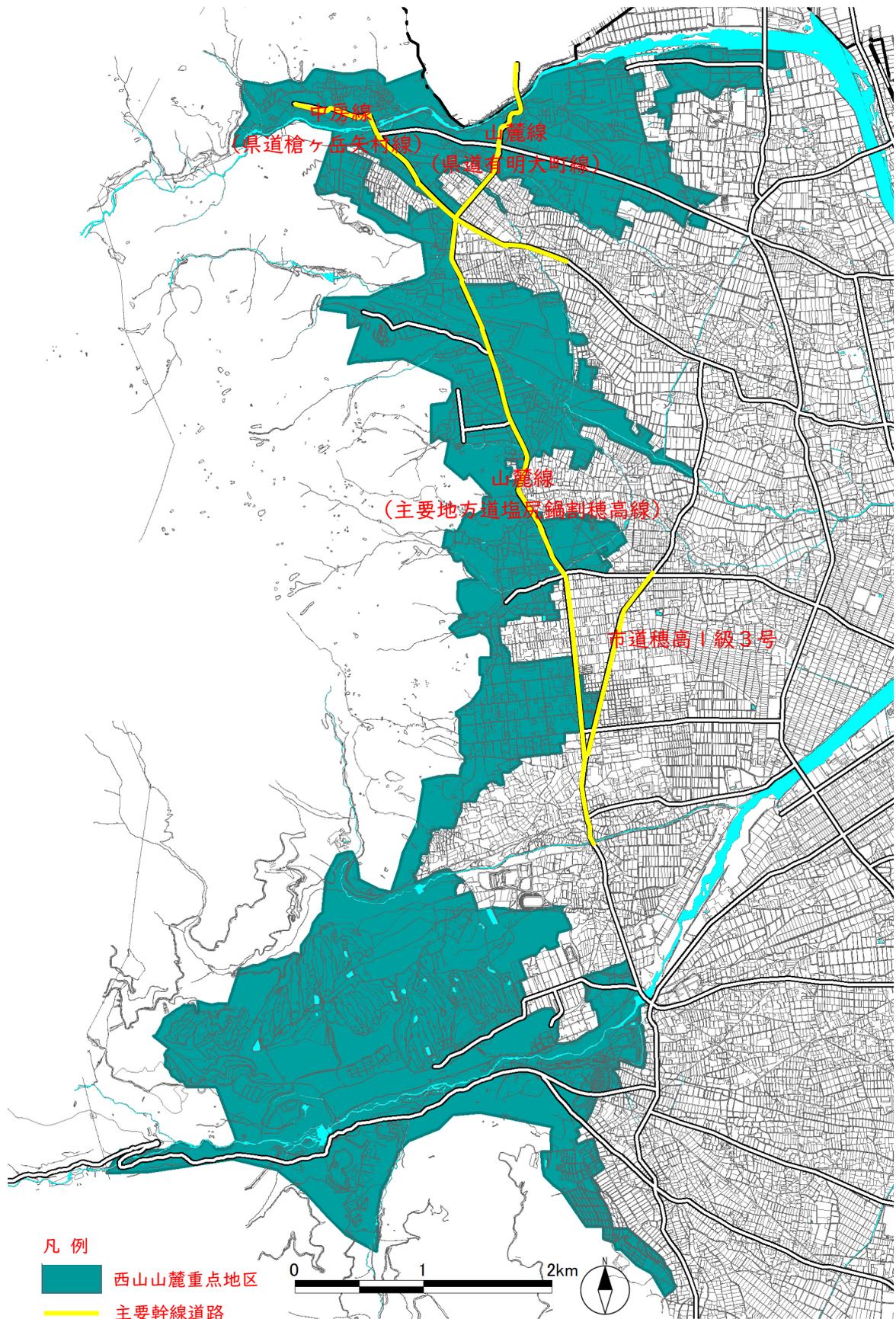
<別荘・住宅>

壁面などは、原則として、隣地境界より3m（隣地同意があれば1m）以上後退させる。

<専用住宅以外の建築物>

壁面などは、原則として、隣地境界より10m（隣地同意があれば5m）以上後退させる。





※西山山麓重点地区の範囲は、土地条例第9条第1項第5号に規定する山麓保養区域の範囲と整合するものとする。